

指定管理者の指定について  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 25 年 11 月 19 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立市民健康文化センター
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 23 号  
名 称 市民健康文化センター運営共同企業体
- 3 指定の期間  
平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

#### 提案の理由

相模原市立市民健康文化センターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

議案第 1 1 0 号関係資料(その 1)

市民健康文化センター運営共同企業体の概要

1 構成員

相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 2 3 号

公益財団法人相模原市都市整備公社

川崎市幸区堀川町 5 8 0 番地

株式会社明治スポーツプラザ

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
公益財団法人相模原市都市整備公社	昭和 3 7 年 6 月 1 4 日 設立
	昭和 4 9 年 4 月 1 日 財団法人相模原市開発公社から 財団法人相模原市都市整備公社 に改称
	平成 2 3 年 4 月 1 日 公益財団法人に移行
株式会社明治スポーツプラザ	平成 2 年 7 月 5 日 設立

公益財団法人相模原市都市整備公社は、公益財団法人相模原市みどりの協会との間で、平成 2 6 年 4 月 1 日を効力発生日とし、公益財団法人相模原市都市整備公社を存続法人とする吸収合併に係る合併契約書を締結している。

3 規模

構成員	職員数等	基本財産等
公益財団法人相模原市都市整備公社	役員 1 1 名	基本財産 2 , 0 0 0 千円
	職員 1 2 7 名	
株式会社明治スポーツプラザ	役員 9 名	資本金 1 , 3 7 5 , 9 5 5 千円
	従業員 2 1 9 名	

4 事業概要等

( 1 ) 事業概要

構成員	事業概要
	ア 都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整備

<p>公益財団法人相模原市都市整備公社</p>	<p>に関する事業</p> <p>イ 都市施設その他の都市環境の形成に必要な用地の整備に関する事業</p> <p>ウ 都市機能の維持及び増進に関する事業</p> <p>エ 豊かな市民生活の形成及び地域の振興に関する事業</p> <p>オ その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>
<p>株式会社明治スポーツプラザ</p>	<p>ア プール、ジム、スタジオ、ゴルフ練習場等のスポーツ施設・レジャー施設の経営</p> <p>イ スポーツ施設・レジャー施設及びその経営に関するコンサルタント業務</p> <p>ウ スポーツ施設・レジャー施設の管理受託業務</p> <p>エ 運動プログラムの提供及び指導</p> <p>オ 食堂喫茶の経営</p> <p>カ 各種菓子及び牛乳、乳製品、清涼飲料水等の食料品の販売</p> <p>キ スポーツ用品、旅行用バック等のレジャー用品、書籍及び日用雑貨の販売</p> <p>ク スポーツトレーニング器具類の販売</p> <p>ケ 不動産の賃貸及び管理</p> <p>コ アからケまでの業務に関連又は附随する事業</p>

( 2 ) 公共的施設の主な管理実績

構成員	管理実績
<p>公益財団法人相模原市都市整備公社</p>	<p>ア 相模原市立市民健康文化センターの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)</p> <p>ウ 相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館及び相模原北公園スポーツ広場の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)</p> <p>エ 相模原市体育館の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)</p>

	<p>イについては、共同企業体の構成員としての指定管理者(平成21年4月から)</p>
<p>株式会社明治スポーツプラザ</p>	<p>ア 川崎市幸スポーツセンターの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 川崎市石川記念武道館の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)</p> <p>ウ 木更津市健康増進センターの指定管理者(平成19年4月から現在に至る。)</p> <p>エ 川崎市堤根余熱利用市民施設及び川崎市王禅寺余熱利用市民施設の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)</p>

## 議案第 1 1 0 号関係資料(その 2)

### 相模原市立市民健康文化センターの指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

市民健康文化センター運営共同企業体(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2(4)イのとおり)を得たこと。
- (2) 各評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

##### (2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成 2 5 年 5 月 2 0 日から同年 6 月 2 0 日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成 2 5 年 6 月 1 8 日(参加数 1 2 団体)

ウ 申請の受付 平成 2 5 年 7 月 3 日から同年 8 月 2 日まで(申請数 4 団体)

##### (3) 候補団体以外の申請団体

名 称	所 在 地
三幸株式会社	東京都千代田区大手町 2 丁目 6 番 2 号
住友不動産エスフォルタ・日本メックス共同事業体	東京都新宿区西新宿 2 丁目 6 番 1 号
報徳・明治管財グループ	小田原市堀之内 4 5 8 番地

##### (4) 選考

平成 2 5 年 1 0 月 1 0 日に、申請のあった 4 団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立市民健康文化センター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(公認会計士1名、民間事業者1名、市職員2名) 計5名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果及び経費削減に対する評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点		
評価基準に基づく評価	事業計画・収支予算				
	内訳	管理運営に対する基本方針、抱負等	20	20	
		市民サービス水準の確保	40	34	
		施設等の維持管理の計画・内容	40	36	
		年間事業計画の理念・内容	40	32	
		団体独自の発想に基づく提案	40	40	
		管理に必要な人員の配置	20	17	
		利用者満足度・利用者ニーズの把握	40	34	
		収支計画	40	26	
	小計		280	239	
	管理を行う能力				
	内訳	申請団体の経営状況	20	15	
		組織・人員体制	20	19	
		雇用及び労働条件	20	17	
		申請団体の事業実績	20	18	
		施設の安全、衛生管理等の体制			
		予防方法・システム体制	40	40	
		事後対応・人的体制	40	36	
		個人情報保護及び情報公開の体制	20	14	
		公共性への取組	20	20	
法令等の遵守		20	16		
小計		220	195		
小計		500	434		
経費削減に対する評価		25	2		
合計		525	436		

備考

- 1 評価基準に基づく評価の合計得点における最低基準得点は、250点とした。
- 2 経費削減に対する評価における配点は、評価基準に基づく評価の合計得点の5パーセントとした。

(イ) 候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名 称	評価項目	得点
三幸株式会社	評価基準に基づく評価	386
	経費削減に対する評価	6
	合 計	392
住友不動産エスフォルタ・日本メックス共同事業体	評価基準に基づく評価	381
	経費削減に対する評価	8
	合 計	389
報徳・明治管財グループ	評価基準に基づく評価	330
	経費削減に対する評価	21
	合 計	351

(ウ) 申請のあった4団体の得点の合計を100点満点に換算した場合の得点は、次のとおりである。

名 称	得点
市民健康文化センター運営共同企業体	83.0
三幸株式会社	74.6
住友不動産エスフォルタ・日本メックス共同事業体	74.0
報徳・明治管財グループ	66.8

備考 小数点以下1位未満を切り捨てた。

指定管理者の指定について  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 2 5 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立北市民健康文化センター
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 2 3 号  
名 称 北市民健康文化センター運営共同企業体
- 3 指定の期間  
平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

提案の理由

相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

## 議案第 1 1 1 号関係資料(その 1)

### 北市民健康文化センター運営共同企業体の概要

#### 1 構成員

相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 2 3 号

公益財団法人相模原市都市整備公社

東京都江東区大島 1 丁目 9 番 8 号

株式会社フクシ・エンタープライズ

相模原市中央区中央 3 丁目 1 2 番 3 号

さがみビルメンテナンス協同組合

#### 2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
公益財団法人相模原市都市整備公社	昭和 3 7 年 6 月 1 4 日 設立
	昭和 4 9 年 4 月 1 日 財団法人相模原市開発公社から 財団法人相模原市都市整備公社 に改称
	平成 2 3 年 4 月 1 日 公益財団法人に移行
株式会社フクシ・エンタープライズ	昭和 5 8 年 4 月 2 7 日 設立
さがみビルメンテナンス協同組合	平成 2 年 1 月 1 9 日 設立

公益財団法人相模原市都市整備公社は、公益財団法人相模原市みどりの協会との間で、平成 2 6 年 4 月 1 日を効力発生日とし、公益財団法人相模原市都市整備公社を存続法人とする吸収合併に係る合併契約書を締結している。

#### 3 規模

構成員	職員数等	基本財産等
公益財団法人相模原市都市整備公社	役員 1 1 名	基本財産 2 , 0 0 0 千円
	職員 1 2 7 名	
株式会社フクシ・エンタープライズ	役員 8 名	資本金 3 0 , 0 0 0 千円
	従業員 7 5 0 名	

さがみビルメンテナン ス協同組合	役員 従業員	11名 873名	出資総額 7,000千円
---------------------	-----------	-------------	-----------------

#### 4 事業概要等

##### (1) 事業概要

構成員	事業概要
公益財団法人相模原市都市整備公社	<p>ア 都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整備に関する事業</p> <p>イ 都市施設その他の都市環境の形成に必要な用地の整備に関する事業</p> <p>ウ 都市機能の維持及び増進に関する事業</p> <p>エ 豊かな市民生活の形成及び地域の振興に関する事業</p> <p>オ その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>
株式会社フクシ・エンタープライズ	<p>ア 各種スポーツ施設(プール、トレーニング室、体育館、グラウンド、温浴施設等)の管理・運営</p> <p>イ スポーツ施設に関するコンサルティング業務</p> <p>ウ 各種スポーツ教室・講習会の企画・指導</p> <p>エ 競技会の企画・運営及びレクリエーション活動各種の指導</p> <p>オ 各種スポーツ用品及び用具の販売</p> <p>カ 運動機器等の保守点検業務</p> <p>キ 警備業(受付・電話交換業務を含む。)</p> <p>ク 各種イベント企画・運営</p> <p>ケ 道路・公園・建築物の清掃</p> <p>コ 建物設備(エレベーター・電気・冷暖房機器・冷凍機・空調設備)の保守・点検</p>
	<p>ア 組合員の取り扱うビルメンテナンス業務その他の建物サービス業、建築物に関する警備業務及び不動産に係る管理業務の共同受注</p> <p>イ 組合員のためにする公の施設の管理運営に関する事業</p> <p>ウ 組合員のためにする人材派遣に関する事業</p> <p>エ 組合員のためにする職業紹介に関する事業</p>

<p>さがみビルメン テナンス協同組 合</p>	<p>オ 組合員の取り扱う資材、消耗品等の共同購買 カ 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供 キ 組合員の福利厚生に関する事業 ク 組合員の新たな事業分野への進出の円滑化を図るための新商品又は新技術の研究開発又は需要の開拓 ケ 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結 コ アからケまでの事業に附帯する事業</p>
----------------------------------	---

( 2 ) 公共的施設の主な管理実績

構成員	管理実績
<p>公益財団法人相模原市都市整備公社</p>	<p>ア 相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。) イ 相模原市立市民健康文化センターの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。) ウ 相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館及び相模原北公園スポーツ広場の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。) エ 相模原市体育館の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。) アについては、共同企業体の構成員としての指定管理者(平成21年4月から)</p>
<p>株式会社フクシ・エンタープライズ</p>	<p>ア 相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者(平成21年4月から現在に至る。) イ 長野市営真島総合スポーツアリーナの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。) ウ 足立区立千寿本町小学校温水プールの指定管理者(平成21年4月から現在に至る。) エ 大田区立東調布公園水泳場の指定管理者(平成24年4月から現在に至る。)</p>

ア、ウ及びエについては、共同企業体の構成員としての指定管理者

## 議案第 1 1 1 号関係資料(その 2)

### 相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

北市民健康文化センター運営共同企業体(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2(4)イのとおり)を得たこと。
- (2) 各評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

##### (2) 指定管理者の公募

- ア 募集要項の配布 平成 25 年 5 月 20 日から同年 6 月 20 日まで
- イ 説明会及び現地見学会 平成 25 年 6 月 18 日(参加数 13 団体)
- ウ 申請の受付 平成 25 年 7 月 3 日から同年 8 月 2 日まで(申請数 2 団体)

##### (3) 候補団体以外の申請団体

名 称	所 在 地
報徳・明治管財グループ	小田原市堀之内 4 5 8 番地

##### (4) 選考

平成 25 年 10 月 10 日に、申請のあった 2 団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立北市民健康文化センター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(公認会計士 1 名、民間事業者 1 名、市職員 2 名) 計 5 名

##### イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員 5 名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果及び経費削減に対する評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
評価基準に基づく評価	事業計画・収支予算		
	内 訳		
	管理運営に対する基本方針、抱負等	2 0	2 0
	市民サービス水準の確保	4 0	3 4
	施設等の維持管理の計画・内容	4 0	3 8
	年間事業計画の理念・内容	4 0	3 4
	団体独自の発想に基づく提案	4 0	4 0
	管理に必要な人員の配置	2 0	1 6
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	4 0	3 6
	収支計画	4 0	2 8
	小 計	2 8 0	2 4 6
	管理を行う能力		
	内 訳		
	申請団体の経営状況	2 0	1 3
	組織・人員体制	2 0	1 9
	雇用及び労働条件	2 0	1 7
	申請団体の事業実績	2 0	1 8
	施設の安全、衛生管理等の体制		
	予防方法・システム体制	4 0	3 8
	事後対応・人的体制	4 0	3 6
個人情報保護及び情報公開の体制	2 0	1 5	
公共性への取組	2 0	1 9	
法令等の遵守	2 0	1 5	
小 計	2 2 0	1 9 0	
小 計	5 0 0	4 3 6	
経費削減に対する評価	2 5	1	
合 計	5 2 5	4 3 7	

備考

- 1 評価基準に基づく評価の合計得点における最低基準得点は、250点とした。

2 経費削減に対する評価における配点は、評価基準に基づく評価の合計得点の5パーセントとした。

(イ) 候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名 称	評価項目	得点
報徳・明治管財グループ	評価基準に基づく評価	3 2 6
	経費削減に対する評価	1 2
	合 計	3 3 8

(ウ) 申請のあった2団体の得点の合計を100点満点に換算した場合の得点は、次のとおりである。

名 称	得点
北市民健康文化センター運営共同企業体	8 3 . 2
報徳・明治管財グループ	6 4 . 3

備考 小数点以下1位未満を切り捨てた。

指定管理者の指定について  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 2 5 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市民会館
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市中央区南橋本 1 丁目 5 番 1 号  
名 称 ギオン・アクティオ・ウィッツグループ
- 3 指定の期間  
平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

提案の理由

相模原市民会館の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

## 議案第 1 1 2 号関係資料(その 1)

### ギオン・アクティオ・ウィッツグループの概要

#### 1 構成員

相模原市中央区南橋本 1 丁目 5 番 1 号

株式会社ギオン

東京都目黒区下目黒 1 丁目 1 番 1 1 号目黒東洋ビル 4 階

アクティオ株式会社

相模原市中央区相模原 4 丁目 7 番 1 0 号エス・プラザビル 1 F

株式会社ウィッツコミュニティ

#### 2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
株式会社ギオン	昭和 4 7 年 5 月 2 0 日 設立 平成 1 3 年 1 月 5 日 祇園興業株式会社から株式会社ギオンに改称
アクティオ株式会社	昭和 6 2 年 2 月 2 7 日 設立
株式会社ウィッツコミュニティ	平成 3 年 2 月 2 8 日 設立 平成 1 4 年 1 0 月 1 日 株式会社アポロコミュニティから株式会社ウィッツコミュニティに改称

#### 3 規模

構成員	従業員数等	資本金
株式会社ギオン	役員 5 名 従業員 1, 4 4 4 名	4 6, 7 2 0 千円
アクティオ株式会社	役員 7 名 従業員 9 9 0 名	9 9, 0 0 0 千円
株式会社ウィッツコミュニティ	役員 5 名 従業員 1 5 5 名	5 0, 0 0 0 千円

#### 4 事業概要等

( 1 ) 事業概要

構成員	事業概要
株式会社ギオン	<p>ア 一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送を含む。)</p> <p>イ 貨物利用運送事業</p> <p>ウ 倉庫業及び配送センター管理運営業</p> <p>エ 産業廃棄物の収集、運搬及び処理業</p> <p>オ 一般廃棄物の収集及び運搬業</p> <p>カ 映像音響機器及び周辺機器の開発、製作及び販売業</p> <p>キ 搬送装置製造販売</p> <p>ク 公共施設の維持・管理に関する事業の受託</p> <p>ケ 警備業</p> <p>コ 清掃業</p>
アクティオ株式会社	<p>ア 指定管理者制度に基づく公の施設の管理受託</p> <p>イ 美術館、博物館等文化施設の案内、受付、誘導等運営に関する請負業務</p> <p>ウ 博覧会、展覧会、展示会、見本市、各種会議及び行催事の調査、企画立案及び実施運営</p> <p>エ 都市計画、都市再開発及び緑化工事の設計管理の受託業務</p> <p>オ 文化、スポーツ等の催事の企画、制作並びにその運営及び実施</p> <p>カ 商品開発及びその販売促進に関する企画及び実施</p> <p>キ 特定労働者の派遣及び一般労働者の派遣業務</p> <p>ク 商品の販売のための企業内社員教育及び訓練の企画及び実施</p> <p>ケ 総合警備保障業務</p> <p>コ ビルメンテナンス業務</p>
	<p>ア ビル清掃業及びビル警備</p> <p>イ 建物管理業</p> <p>ウ 建物美装及び建物総合清掃</p>

株式会社ウイックコミュニティ	エ 電気工事及び電気設備保守 オ 消防施設工事 カ 営繕工事、管工事及び建築工事 キ 建築資材、建物清掃用機械器具及び消耗品の販売 ク 浄化槽保守 ケ 貯水槽清掃及び保守 コ 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介
----------------	--

( 2 ) 公共的施設の主な管理実績

構成員	管理実績
株式会社ギオン	ア 相模原麻溝公園競技場及び相模原麻溝公園スポーツ広場の指定管理者(平成24年4月から現在に至る。) イ 相模原市営自転車駐車場のうち、路上等自転車駐車場を除く有料自転車駐車場14施設の指定管理者(平成24年4月から現在に至る。) ウ 相模原市営自動車駐車場5施設の指定管理者(平成24年4月から現在に至る。) エ 相模原市営自動車駐車場(相模大野駅西側自動車駐車場)の指定管理者(平成25年3月から現在に至る。) いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者
アクティオ株式会社	ア 西条市総合文化会館及び西条市丹原文化会館の指定管理者(平成18年9月から現在に至る。) イ 岩国市民会館の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。) ウ 神奈川県立相模湖交流センターの指定管理者(平成23年4月から現在に至る。) エ 野田市野田公民館及び野田市中央コミュニティ会館の指定管理者(平成23年4月から現在に至る。) エについては、共同企業体の構成員としての指定管理者
	ア 相模原市市営住宅(34施設)の指定管理者(平成18年4月から平成21年3月まで)

株式会社ウイッ  
ツコミュニティ

イ 相模原市市営住宅(大野台住宅)の指定管理者(平成19年4月から平成21年3月まで)

ウ 相模原市市営住宅(70施設)の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)

エ 相模原市市営住宅(南台団地)の指定管理者(平成22年4月から現在に至る。)

オ 相模原市市営住宅(並木団地)の指定管理者(平成23年4月から現在に至る。)

カ 相模原市市営住宅(内郷住宅)の指定管理者(平成23年12月から現在に至る。)

いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者

## 議案第 1 1 2 号関係資料(その 2)

### 相模原市民会館の指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

ギオン・アクティオ・ウィッツグループ(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- ( 1 ) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2(4)イのとおり)を得たこと。
- ( 2 ) 各評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- ( 3 ) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### ( 1 ) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

##### ( 2 ) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成 2 5 年 5 月 2 0 日から同年 6 月 1 7 日まで

イ 説明会 平成 2 5 年 6 月 1 7 日(参加数 1 8 団体)

ウ 現地見学会 平成 2 5 年 6 月 2 1 日(参加数 6 団体)

エ 申請の受付 平成 2 5 年 7 月 1 6 日から同年 8 月 1 6 日まで(申請数 3 団体)

##### ( 3 ) 候補団体以外の申請団体

名 称	所 在 地
公益財団法人相模原市民文化財団	相模原市南区相模大野 4 丁目 4 番 1 号
株式会社 J T B コミュニケーションズ	東京都品川区上大崎 2 丁目 2 4 番 9 号

##### ( 4 ) 選考

平成 2 5 年 1 0 月 7 日に、申請のあった 3 団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、同日及び同月 2 3 日に開催された相模原市文化施設指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価

基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(有識者1名、公認会計士1名、市職員2名)  
計5名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果及び経費削減に対する評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点	
評価基準に基づく評価	事業計画・収支予算			
	内 訳	管理運営に対する基本方針、抱負等	40	34
		市民サービス水準の確保	30	20
		施設等の維持管理の計画・内容	40	32
		管理に必要な人員の配置	20	14
		年間事業計画の理念・内容		
		優れた芸術を鑑賞する機会の提供	40	30
		文化に親しむ機会の提供	40	30
		団体独自の発想に基づく提案	30	22
		利用者満足度・利用者ニーズの把握	30	22
		地域や他団体との連携	20	18
		収支計画	30	16
		小計	320	238
	管理を行う能力			
	内 訳	申請団体の経営状況	20	16
		組織・人員体制	20	13
		雇用及び労働条件	20	13
		申請団体の事業実績	20	18
		施設の安全、衛生管理等の体制	40	30
個人情報保護及び情報公開の体制		20	14	
公共性への取組		20	16	
法令等の遵守	20	12		

	小 計	1 8 0	1 3 2
	小 計	5 0 0	3 7 0
	経費削減に対する評価	2 5	2
	合 計	5 2 5	3 7 2

備考

- 1 評価基準に基づく評価の合計得点における最低基準得点は、250点とした。
- 2 経費削減に対する評価における配点は、評価基準に基づく評価の合計得点の5パーセントとした。

(イ) 候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名 称	評価項目	得点
公益財団法人相模原市民文化財団	評価基準に基づく評価	3 6 6
	経費削減に対する評価	0
	合 計	3 6 6
株式会社 J T B コミュニケーションズ	評価基準に基づく評価	3 5 5
	経費削減に対する評価	1
	合 計	3 5 6

(ウ) 申請のあった3団体の得点の合計を100点満点に換算した場合の得点は、次のとおりである。

名 称	得点
ギオン・アクティオ・ウィッツグループ	7 0 . 8
公益財団法人相模原市民文化財団	6 9 . 7
株式会社 J T B コミュニケーションズ	6 7 . 8

備考 小数点以下1位未満を切り捨てた。

指定管理者の指定について  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 2 5 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

1 管理を行わせる施設の名称

相模原市文化会館、相模原南市民ホール及び相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザ

2 指定管理者

所在地 相模原市南区相模大野 4 丁目 4 番 1 号

名 称 公益財団法人相模原市民文化財団

3 指定の期間

平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

提案の理由

相模原市文化会館、相模原南市民ホール及び相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

## 議案第 1 1 3 号関係資料(その 1)

### 公益財団法人相模原市民文化財団の概要

#### 1 設立年月日等

平成元年 4 月 2 8 日 設立

平成 2 3 年 4 月 1 日 公益財団法人に移行

#### 2 規模

( 1 ) 職員数等 役員 1 1 名、職員 4 3 名

( 2 ) 基本財産 1 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円

#### 3 事業概要等

##### ( 1 ) 事業概要

ア 市民の生活文化及び芸術文化の振興に関する事業

イ 文化情報の収集及び提供に関する事業

ウ 文化の振興に係る調査及び研究に関する事業

エ 文化施設等の管理運営事業

オ その他公益目的を達成するために必要な事業

##### ( 2 ) 公共的施設の主な管理実績

ア 相模原市文化会館、相模原市民会館、相模原南市民ホール及び杜<sup>もり</sup>のホール  
はしもとの指定管理者(平成 1 8 年 4 月から現在に至る。)

イ 相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザの指定管理者(平成 2 1 年 4 月  
から現在に至る。)

## 議案第 1 1 3 号関係資料(その 2)

### 相模原市文化会館、相模原南市民ホール及び相模原市立小田急相模原駅 文化交流プラザの指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

公益財団法人相模原市民文化財団(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)を得たこと。
- (2) 各評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準をおおむね満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

##### (2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成 2 5 年 5 月 2 0 日から同年 6 月 1 7 日まで

イ 説明会 平成 2 5 年 6 月 1 7 日(参加数 1 8 団体)

ウ 現地見学会

(ア) 相模原市文化会館 平成 2 5 年 6 月 1 7 日(参加数 1 6 団体)

(イ) 相模原南市民ホール 平成 2 5 年 6 月 1 9 日(参加数 5 団体)

(ウ) 相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザ 平成 2 5 年 6 月 1 9 日(参加数 3 団体)

エ 申請の受付 平成 2 5 年 7 月 1 6 日から同年 8 月 1 6 日まで(申請数 1 団体)

##### (3) 選考

平成 2 5 年 1 0 月 7 日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、同日及び同月 2 3 日に開催された相模原市文化施設指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基

準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(有識者1名、公認会計士1名、市職員2名)  
計5名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果及び経費削減に対する評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点	
評価基準に基づく評価	事業計画・収支予算			
	内 訳	管理運営に対する基本方針、抱負等	40	38
		市民サービス水準の確保	30	24
		施設等の維持管理の計画・内容	40	34
		管理に必要な人員の配置	20	16
		年間事業計画の理念・内容		
		優れた芸術を鑑賞する機会の提供	40	32
		文化に親しむ機会の提供	40	30
		団体独自の発想に基づく提案	30	14
		利用者満足度・利用者ニーズの把握	30	24
		地域や他団体との連携	20	20
		収支計画	30	20
		小計	320	252
	管理を行う能力			
	内 訳	申請団体の経営状況	20	18
		組織・人員体制	20	17
		雇用及び労働条件	20	15
		申請団体の事業実績	20	18
		施設の安全、衛生管理等の体制	40	32
		個人情報保護及び情報公開の体制	20	15
公共性への取組		20	20	
法令等の遵守	20	16		

	小 計	1 8 0	1 5 1
	小 計	5 0 0	4 0 3
	経費削減に対する評価	2 5	0
	合 計	5 2 5	4 0 3

備考

- 1 評価基準に基づく評価の合計得点における最低基準得点は、250点とした。
  - 2 経費削減に対する評価における配点は、評価基準に基づく評価の合計得点の5パーセントとした。
- (イ) 候補団体の得点の合計を100点満点に換算した場合の得点は、76.7点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 2 5 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称  
杜<sup>もり</sup>のホールはしもと及び相模原市立城山文化ホール
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市南区相模大野 4 丁目 4 番 1 号  
名 称 公益財団法人相模原市民文化財団
- 3 指定の期間  
平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

提案の理由

杜<sup>もり</sup>のホールはしもと及び相模原市立城山文化ホールの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

## 議案第 1 1 4 号関係資料(その 1)

### 公益財団法人相模原市民文化財団の概要

#### 1 設立年月日等

平成元年 4 月 2 8 日 設立

平成 2 3 年 4 月 1 日 公益財団法人に移行

#### 2 規模

( 1 ) 職員数等 役員 1 1 名、職員 4 3 名

( 2 ) 基本財産 1 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円

#### 3 事業概要等

##### ( 1 ) 事業概要

ア 市民の生活文化及び芸術文化の振興に関する事業

イ 文化情報の収集及び提供に関する事業

ウ 文化の振興に係る調査及び研究に関する事業

エ 文化施設等の管理運営事業

オ その他公益目的を達成するために必要な事業

##### ( 2 ) 公共的施設の主な管理実績

ア 相模原市文化会館、相模原市民会館、相模原南市民ホール及び杜<sup>もり</sup>のホール  
はしもとの指定管理者(平成 1 8 年 4 月から現在に至る。)

イ 相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザの指定管理者(平成 2 1 年 4 月  
から現在に至る。)

議案第 1 1 4 号関係資料(その 2)

もり  
杜のホールはしもと及び相模原市立城山文化ホールの指定管理者の選考  
について

1 選考理由

公益財団法人相模原市民文化財団(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2(4)イのとおり)を得たこと。
- (2) 各評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

2 選考までの経過

(1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

(2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成 2 5 年 5 月 2 0 日から同年 6 月 1 7 日まで

イ 説明会 平成 2 5 年 6 月 1 7 日(参加数 1 8 団体)

ウ 現地見学会

(ア) もり杜のホールはしもと 平成 2 5 年 6 月 2 5 日(参加数 8 団体)

(イ) 相模原市立城山文化ホール 平成 2 5 年 6 月 2 5 日(参加数 7 団体)

エ 申請の受付 平成 2 5 年 7 月 1 6 日から同年 8 月 1 6 日まで(申請数 2 団体)

(3) 候補団体以外の申請団体

名 称	所 在 地
相鉄エージェンシー・清光社・神奈川共立共同企業体	横浜市神奈川区栄町 5 番地 1

(4) 選考

平成 2 5 年 1 0 月 7 日に、申請のあった 2 団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、同日及び同月 2 3 日に開催された相模原市文化施設指定

管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(有識者1名、公認会計士1名、市職員2名)計5名

イ 評価基準・評価結果

(ア)委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果及び経費削減に対する評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点	
評価基準に基づく評価	事業計画・収支予算			
	内 訳	管理運営に対する基本方針、抱負等	40	38
		市民サービス水準の確保	30	22
		施設等の維持管理の計画・内容	40	34
		管理に必要な人員の配置	20	16
		年間事業計画の理念・内容		
		優れた芸術を鑑賞する機会の提供	40	32
		文化に親しむ機会の提供	40	32
		団体独自の発想に基づく提案	30	18
		利用者満足度・利用者ニーズの把握	30	22
		地域や他団体との連携	20	20
	収支計画	30	20	
	小計		320	254
	管理を行う能力			
	内 訳	申請団体の経営状況	20	18
		組織・人員体制	20	17
		雇用及び労働条件	20	15
		申請団体の事業実績	20	18
		施設の安全、衛生管理等の体制	40	32
個人情報保護及び情報公開の体制		20	15	
公共性への取組	20	20		

	法令等の遵守	20	16
	小計	180	151
	小計	500	405
	経費削減に対する評価	25	0
	合計	525	405

備考

- 1 評価基準に基づく評価の合計得点における最低基準得点は、250点とした。
- 2 経費削減に対する評価における配点は、評価基準に基づく評価の合計得点の5パーセントとした。

(イ) 候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名 称	評価項目	得点
相鉄エージェンシー・清光社・神奈川共立共同企業体	評価基準に基づく評価	363
	経費削減に対する評価	0
	合計	363

(ウ) 申請のあった2団体の得点の合計を100点満点に換算した場合の得点は、次のとおりである。

名 称	得点
公益財団法人相模原市民文化財団	77.1
相鉄エージェンシー・清光社・神奈川共立共同企業体	69.1

備考 小数点以下1位未満を切り捨てた。

指定管理者の指定について  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 2 5 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立男女共同参画推進センター
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市中央区田名 1 8 7 9 番地 2  
名 称 特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら
- 3 指定の期間  
平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

#### 提案の理由

相模原市立男女共同参画推進センターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

## 議案第 1 1 5 号関係資料(その 1)

### 特定非営利活動法人男女共同参画さがみはらの概要

#### 1 設立年月日

平成 1 5 年 1 0 月 1 0 日

#### 2 規模

( 1 ) 職員数等 役員 2 1 名、職員 1 7 名

( 2 ) 資産の総額 1 , 6 4 3 , 6 3 7 円

#### 3 事業概要等

##### ( 1 ) 事業概要

ア 男女共同参画社会を目指した意識啓発事業

イ 男女共同参画に関する研究及び情報の収集・提供事業

ウ 男女共同参画を目指す団体の活動及びネットワーク支援事業

エ 男女共同参画を推進する施設の管理運営事業

オ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

##### ( 2 ) 公共的施設の主な管理実績

相模原市立男女共同参画推進センターの指定管理者(平成 1 6 年 4 月から現在に至る。)

## 議案第 1 1 5 号関係資料(その 2)

### 相模原市立男女共同参画推進センターの指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)を得たこと。
- (2) 各評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### (1) 指定管理者となる要件

男女共同参画社会の実現を図ることを目的として設立された市内に活動の本拠となる事務所を有する法人その他の団体

##### (2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成 25 年 5 月 20 日から同年 6 月 21 日まで

イ 説明会 平成 25 年 6 月 20 日(参加数 1 団体)

ウ 申請の受付 平成 25 年 7 月 8 日から同年 8 月 9 日まで(申請数 1 団体)

##### (3) 選考

平成 25 年 10 月 11 日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立男女共同参画推進センター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(有識者 1 名、公認会計士 1 名、市職員 2 名)  
計 5 名

##### イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員 5 名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果及び経費削減に対する評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点	
評価基準に基づく評価	事業計画・収支予算			
	内 訳	管理運営に対する基本方針、抱負等	20	20
		市民サービス水準の確保	40	36
		施設等の維持管理の計画・内容	40	26
		年間事業計画の理念・内容		
		普及啓発に関する事業	20	19
		その他事業	20	18
		団体独自の発想に基づく提案	40	40
		管理に必要な人員の配置	40	30
		利用者満足度・利用者ニーズの把握	40	34
		収支計画	40	28
	小計	300	251	
	管理を行う能力			
	内 訳	申請団体の経営状況	40	20
		組織・人員体制	20	14
		雇用及び労働条件	20	15
		申請団体の事業実績	20	20
		施設の安全、衛生管理等の体制	40	30
		個人情報保護及び情報公開の体制	20	14
		公共性への取組	20	20
法令等の遵守		20	12	
小計	200	145		
小計	500	396		
経費削減に対する評価		25	0	
合計		525	396	

備考

- 1 評価基準に基づく評価の合計得点における最低基準得点は、250点とした。
- 2 経費削減に対する評価における配点は、評価基準に基づく評価の合計得点の5パーセントとした。

(イ) 候補団体の得点の合計を100点満点に換算した場合の得点は、75.4点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 2 5 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

1 管理を行わせる施設の名称

相模原市立あじさい会館、相模原市立あじさい会館南分室及び相模原市立あじさい会館緑分室

2 指定管理者

所在地 相模原市中央区富士見 6 丁目 1 番 2 0 号

名 称 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会

3 指定の期間

平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

提案の理由

相模原市立あじさい会館、相模原市立あじさい会館南分室及び相模原市立あじさい会館緑分室の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

## 議案第 1 1 6 号関係資料(その 1)

### 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会の概要

#### 1 設立年月日

昭和 4 4 年 1 月 2 9 日

#### 2 規模

( 1 ) 職員数等 役員 1 7 名、職員 4 6 名

( 2 ) 基本財産 1 1 , 0 0 0 , 0 0 0 円

#### 3 事業概要等

##### ( 1 ) 事業概要

ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

イ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

ウ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

エ アからウまでのほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

オ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡

カ 共同募金事業への協力

キ ボランティア活動の振興を目的とする事業の企画及び実施

ク 日常生活自立支援事業

ケ 成年後見事業

コ 高齢者家事援助事業

サ ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業

シ 福祉車両等運行事業

ス 福祉機器展示室の運営

セ 保健と福祉のライブラリーの運営

ソ その他この法人の目的達成のため必要な事業

##### ( 2 ) 公共的施設の主な管理実績

ア 相模原市立あじさい会館及び相模原市立あじさい会館南分室の指定管理者  
(平成 1 8 年 4 月から現在に至る。)

イ 相模原市立あじさい会館緑分室の指定管理者(平成25年3月から現在に至る。)

## 議案第 1 1 6 号関係資料(その 2)

### 相模原市立あじさい会館、相模原市立あじさい会館南分室及び相模原市立あじさい会館緑分室の指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

社会福祉法人相模原市社会福祉協議会(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- ( 1 ) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い得点(得点内容は、2(3)イのとおり)を得たこと。
- ( 2 ) 各評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- ( 3 ) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### ( 1 ) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

##### ( 2 ) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成 2 5 年 5 月 2 0 日から同年 6 月 2 1 日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成 2 5 年 6 月 2 1 日(参加数 1 団体)

ウ 申請の受付 平成 2 5 年 7 月 8 日から同年 8 月 9 日まで(申請数 1 団体)

##### ( 3 ) 選考

平成 2 5 年 1 0 月 1 1 日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立市民福社会館指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(公認会計士 1 名、相模原市老人クラブ連合会役員 1 名、市職員 2 名) 計 5 名

##### イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員 5 名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果及び経費削減に対する評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点	
評価基準に基づく評価	事業計画・収支予算			
	内 訳	管理運営に対する基本方針、抱負等	20	19
		市民サービス水準の確保	40	30
		施設等の維持管理の計画・内容	40	34
		年間事業計画の理念・内容	40	30
		団体独自の発想に基づく提案	40	32
		管理に必要な人員の配置	40	28
		利用者満足度・利用者ニーズの把握	40	34
		収支計画	40	32
	小計	300	239	
	管理を行う能力			
	内 訳	申請団体の経営状況	20	20
		組織・人員体制	20	15
		雇用及び労働条件	20	18
		申請団体の事業実績	40	36
		施設の安全、衛生管理等の体制	40	28
		個人情報保護及び情報公開の体制	20	13
		公共性への取組	20	18
法令等の遵守		20	16	
小計	200	164		
小計	500	403		
経費削減に対する評価	25	0		
合計	525	403		

備考

- 1 評価基準に基づく評価の合計得点における最低基準得点は、250点とした。
  - 2 経費削減に対する評価における配点は、評価基準に基づく評価の合計得点の5パーセントとした。
- (イ) 候補団体の得点の合計を100点満点に換算した場合の得点は、76.7点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 2 5 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立障害者支援センター松が丘園及び相模原市立けやき体育館
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市中央区松が丘 1 丁目 2 3 番 1 号  
名 称 社会福祉法人相模原市社会福祉事業団
- 3 指定の期間  
平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

#### 提案の理由

相模原市立障害者支援センター松が丘園及び相模原市立けやき体育館の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

## 議案第 1 1 7 号関係資料(その 1)

### 社会福祉法人相模原市社会福祉事業団の概要

#### 1 設立年月日

平成 6 年 4 月 1 日

#### 2 規模

( 1 ) 職員数等 役員 1 2 名、職員 6 1 名

( 2 ) 資産の総額 2 9 2 , 7 1 6 , 0 8 4 円

#### 3 事業概要等

##### ( 1 ) 事業概要

###### ア 第二種社会福祉事業

( ア ) 障害福祉サービス事業(障害者支援センター多機能型事業所、障害者支援センターガイドヘルプサービス事業所及び第三陽光園)

( イ ) 移動支援事業(障害者支援センターガイドヘルプサービス事業所)

( ウ ) 相談支援事業(障害者支援センター相談支援事業所)

###### イ 公益を目的とする事業

( ア ) 地域障害者施設支援事業

( イ ) 障害者就労援助事業(障害者地域就労援助センター事業及び障害者就業・生活支援センター事業)

( ウ ) 障害者自立生活支援事業

( エ ) 障害者余暇活動支援事業

( オ ) 障害者一時ケア事業

( カ ) 相模原市立けやき体育館の管理・経営

( キ ) 無料職業紹介事業

##### ( 2 ) 公共的施設の主な管理実績

相模原市立障害者支援センター松が丘園及び相模原市立けやき体育館の指定管理者(平成 1 8 年 4 月から現在に至る。)

## 議案第 1 1 7 号関係資料(その 2)

### 相模原市立障害者支援センター松が丘園及び相模原市立けやき体育館の 指定管理者の選考について

相模原市立障害者支援センター松が丘園及び相模原市立けやき体育館については、公募を行わず、指定管理者となる要件を満たす社会福祉法人相模原市社会福祉事業団(以下「候補団体」という。)を指定管理者の申請ができる法人とした。

#### 1 選考理由

候補団体を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)を得たこと。
- (2) 各評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### (1) 指定管理者となる要件

###### ア 相模原市立障害者支援センター松が丘園

障害者に対する自立のための先駆的な事業及び総合的な支援を主たる業務とし、もって障害者の福祉の増進に寄与することを目的として設置された市内に活動の本拠となる事務所を有する社会福祉法人

###### イ 相模原市立けやき体育館

障害者に対する自立のための先駆的な事業及び総合的な支援を主たる業務とし、もって障害者の福祉の向上に寄与することを目的として設立された市内に活動の本拠となる事務所を有する社会福祉法人

##### (2) 指定管理者の申請の受付等

ア 申請要項の配布 平成 25 年 6 月 28 日

イ 説明会 平成 25 年 6 月 28 日

ウ 申請の受付 平成 25 年 7 月 24 日から同年 8 月 23 日まで

##### (3) 審査

平成 25 年 10 月 7 日に、候補団体による提案説明会を公開で実施し、それ

を踏まえ、引き続き開催された相模原市立障害者支援センター松が丘園及び相模原市立けやき体育館指定管理者審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、各審査委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 審査委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(公認会計士1名、弁護士1名、市職員2名)計5名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果及び経費削減に対する評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点	
評価基準に基づく評価	内 訳	事業計画・収支予算		
		管理運営に対する基本方針、抱負等	20	18
		市民サービス水準の確保	35	27
		施設等の維持管理の計画・内容	20	16
		年間事業計画の理念・内容	35	23
		各事業の年間実施内容		
		障害者支援センター松が丘園		
		障害福祉サービス事業	20	17
		生活を支援する事業	20	18
		就労を支援する事業	20	15
		障害者を一時的にケアする事業	20	16
		けやき体育館		
		貸館業務	20	14
		余暇活動支援事業、サークル支援事業	20	14
		その他		
障害者支援センター松が丘園・けやき体育館を活用した先駆的な事業の提案及び実施、総合的な支援の実施	20	14		

	団体独自の発想に基づく提案	35	31
	管理に必要な人員の配置	35	27
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	35	25
	収支計画	35	23
	小計	390	298
	管理を行う能力		
内 訳	申請団体の経営状況	20	20
	組織・人員体制	20	16
	雇用及び労働条件	20	15
	申請団体の事業実績	20	18
	施設の安全、衛生管理等の体制	35	23
	個人情報保護及び情報公開の体制	20	14
	公共性への取組	20	14
	法令等の遵守	20	20
	小計	175	140
	小計	565	438
	経費削減に対する評価	28	0
	合計	593	438

備考

- 1 評価基準に基づく評価の合計得点における最低基準得点は、283点とした。
  - 2 経費削減に対する評価における配点は、評価基準に基づく評価の合計得点の5パーセント(小数点以下切捨て)とした。
- (イ) 候補団体の得点の合計を100点満点に換算した場合の得点は、73.8点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 2 5 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立上九沢身体障害者デイサービスセンター
- 2 指定管理者  
所在地 大和市柳橋 5 丁目 3 番地 1  
名 称 社会福祉法人県央福社会
- 3 指定の期間  
平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

提案の理由

相模原市立上九沢身体障害者デイサービスセンターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

## 議案第 1 1 8 号関係資料(その 1)

### 社会福祉法人県央福祉会の概要

#### 1 設立年月日

昭和 5 8 年 1 月 1 4 日

#### 2 規模

( 1 ) 職員数等 役員 1 0 名、職員 1 , 0 1 2 名

( 2 ) 資産の総額 2 , 6 9 5 , 0 1 1 , 9 7 2 円

#### 3 事業概要等

##### ( 1 ) 事業概要

###### ア 第二種社会福祉事業

( ア ) 障害福祉サービス事業の経営

( イ ) 相談支援事業の経営

( ウ ) 地域活動支援センターの経営

( エ ) 移動支援事業の経営

( オ ) 福祉ホームの経営

( カ ) 障害児通所支援事業の経営

###### イ 公益を目的とする事業

( ア ) 障害者自立生活アシスタント派遣事業

( イ ) 障害者就業・生活支援センター事業

##### ( 2 ) 公共的施設の主な管理実績

ア 相模原市立上九沢身体障害者デイサービスセンターの指定管理者(平成 1 8 年 4 月から現在に至る。)

イ 横浜市中山みどり園の指定管理者(平成 1 8 年 9 月から現在に至る。)

ウ 川崎市御幸日中活動センターの指定管理者(平成 2 3 年 4 月から現在に至る。)

エ 海老名市立わかば会館、海老名市立わかば学園及び海老名市立わかばケアセンターの指定管理者(平成 2 3 年 4 月から現在に至る。)

オ 綾瀬市障害者自立支援センターばらの里及び綾瀬市障害者自立支援センター希望の家の指定管理者(平成 2 4 年 4 月から現在に至る。)

## 議案第 1 1 8 号関係資料(その 2)

### 相模原市立上九沢身体障害者デイサービスセンターの指定管理者の選考 について

#### 1 選考理由

社会福祉法人県央福社会(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- ( 1 ) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)を得たこと。
- ( 2 ) 各評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- ( 3 ) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### ( 1 ) 指定管理者となる要件

法人

##### ( 2 ) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成 2 5 年 5 月 2 0 日から同年 6 月 2 1 日まで

イ 説明会 平成 2 5 年 6 月 2 1 日(参加数 2 団体)

ウ 申請の受付 平成 2 5 年 7 月 1 6 日から同年 8 月 2 0 日まで(申請数 1 団体)

##### ( 3 ) 選考

平成 2 5 年 1 0 月 7 日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立上九沢身体障害者デイサービスセンター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(公認会計士 1 名、弁護士 1 名、市職員 2 名)  
計 5 名

##### イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員 5 名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおり

である。

		評価項目	配点	得点	
評価基準に基づく評価		事業計画・収支予算			
		管理運営に対する基本方針、抱負等	2 0	1 8	
		市民サービス水準の確保	3 5	2 3	
		施設等の維持管理の計画・内容	2 0	1 3	
		年間事業計画の理念・内容(全体)	3 5	2 3	
	内 訳	各事業の年間実施内容			
			基本事業(機能訓練、介護方法の指導等)	2 0	1 6
			生活介護事業(入浴、排せつ及び食事の介護並びに創作的活動又は生産活動の機会の提供)	2 0	1 2
			入浴サービス(機能訓練、介護方法の指導等)	2 0	1 2
			送迎サービス	2 0	1 4
			食事の提供	2 0	1 1
			団体独自の発想に基づく提案	3 5	3 1
			管理に必要な人員の配置	3 5	1 9
		利用者満足度・利用者ニーズの把握	3 5	2 5	
		収支計画	3 5	2 1	
		小 計	3 5 0	2 3 8	
		管理を行う能力			
	内 訳		申請団体の経営状況	2 0	2 0
			組織・人員体制	2 0	1 5
			雇用及び労働条件	2 0	1 2
			申請団体の事業実績	2 0	1 8
			施設の安全、衛生管理等の体制	3 5	1 9
		個人情報保護及び情報公開の体制	2 0	1 4	
		公共性への取組	2 0	1 4	
		法令等の遵守	2 0	2 0	

	小 計	1 7 5	1 3 2
	合 計	5 2 5	3 7 0

備考 評価基準に基づく評価の合計得点における最低基準得点は、263点とした。

(イ) 候補団体の得点の合計を100点満点に換算した場合の得点は、70.4点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 25 年 11 月 19 日提出

相模原市長 加山 俊夫

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立津久井障害者地域活動支援センター
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市緑区中野 1004 番地 3  
名称 特定非営利活動法人竹の子作業所
- 3 指定の期間  
平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

提案の理由

相模原市立津久井障害者地域活動支援センターの指定管理者を指定いたしたく、  
地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

議案第 1 1 9 号関係資料(その 1)

特定非営利活動法人竹の子作業所の概要

1 設立年月日

平成 2 0 年 3 月 1 2 日

2 規模

( 1 ) 職員数等 役員 8 名、職員 7 名

( 2 ) 資産の総額 3 , 3 4 4 , 0 9 8 円

3 事業概要等

( 1 ) 事業概要

ア 障害者地域活動支援センターの運営に係る事業

イ 在宅障害者に対する地域生活の向上を促進する事業

( 2 ) 公共的施設の主な管理実績

相模原市立津久井障害者地域活動支援センターの指定管理者(平成 2 1 年 4 月から現在に至る。)

## 議案第 1 1 9 号関係資料(その 2)

### 相模原市立津久井障害者地域活動支援センターの指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

特定非営利活動法人竹の子作業所(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超える合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)を得たこと。
- (2) 各評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### (1) 指定管理者となる要件

法人

##### (2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成 2 5 年 5 月 2 0 日から同年 6 月 2 1 日まで

イ 申請の受付 平成 2 5 年 7 月 1 6 日から同年 8 月 2 0 日まで(申請数 1 団体)

##### (3) 選考

平成 2 5 年 1 0 月 7 日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立津久井障害者地域活動支援センター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(公認会計士 1 名、弁護士 1 名、市職員 2 名)  
計 5 名

##### イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員 5 名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果及び経費削減に対する評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点	
評価基準に基づく評価	事業計画・収支予算			
	内 訳	管理運営に対する基本方針、抱負等	20	16
		市民サービス水準の確保	35	21
		施設等の維持管理の計画・内容	20	13
		年間事業計画の理念・内容	35	23
		地域活動支援センター事業の内容	35	19
		団体独自の発想に基づく提案	40	32
		管理に必要な人員の配置	35	19
		利用者満足度・利用者ニーズの把握	35	19
		収支計画	35	19
	小計	290	181	
	管理を行う能力			
	内 訳	申請団体の経営状況	20	15
		組織・人員体制	20	11
		雇用及び労働条件	20	12
		申請団体の事業実績	20	20
		施設の安全、衛生管理等の体制	35	19
		個人情報保護及び情報公開の体制	20	12
		公共性への取組	20	16
法令等の遵守		20	20	
小計	175	125		
小計	465	306		
経費削減に対する評価		23	1	
合計		488	307	

備考

- 1 評価基準に基づく評価の合計得点における最低基準得点は、233点とした。
  - 2 経費削減に対する評価における配点は、評価基準に基づく評価の合計得点の5パーセント(小数点以下切捨て)とした。
- (イ) 候補団体の得点の合計を100点満点に換算した場合の得点は、62.9

点(小数点以下 1 位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成25年11月19日提出

相模原市長 加山俊夫

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立城山障害者デイサービスセンターつくしの家
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市緑区久保沢2丁目25番25号  
名称 特定非営利活動法人福祉協会しるやま
- 3 指定の期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

#### 提案の理由

相模原市立城山障害者デイサービスセンターつくしの家の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議案第 120 号関係資料(その 1)

特定非営利活動法人福祉協会しろやまの概要

1 設立年月日

平成 18 年 8 月 17 日

2 規模

(1) 職員数等 役員 9 名、職員 10 名

(2) 資産の総額 445,688 円

3 事業概要等

(1) 事業概要

ア 特定非営利活動に係る事業

(ア) 障害福祉サービス事業

(イ) 実習生等の受入れ及び地域との交流事業

イ その他の事業

生產品等の物品販売事業

(2) 公共的施設の主な管理実績

相模原市立城山障害者デイサービスセンターつくしの家の指定管理者(平成 19 年 1 月から現在に至る。)

## 議案第120号関係資料(その2)

### 相模原市立城山障害者デイサービスセンターつくしの家の指定管理者の 選考について

#### 1 選考理由

特定非営利活動法人福祉協会しろやま(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超える合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)を得たこと。
- (2) 各評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### (1) 指定管理者となる要件

法人

##### (2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成25年5月20日から同年6月21日まで

イ 説明会 平成25年6月21日(参加数 2団体)

ウ 申請の受付 平成25年7月16日から同年8月20日まで(申請数 1団体)

##### (3) 選考

平成25年10月7日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立城山障害者デイサービスセンターつくしの家指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(公認会計士1名、弁護士1名、市職員2名)  
計5名

##### イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおり

である。

評価項目		配点	得点	
評価基準に基づく評価	事業計画・収支予算			
	内 訳	管理運営に対する基本方針、抱負等	2 0	1 7
		市民サービス水準の確保	3 5	2 3
		施設等の維持管理の計画・内容	2 0	1 3
		年間事業計画の理念・内容(全体)	3 5	2 3
		各事業の年間実施内容		
		就労継続支援(B型)の基本事業	2 0	1 3
		職場実習	2 0	1 0
		求職活動の支援	2 0	1 3
		職場定着のための支援	2 0	1 4
		団体独自の発想に基づく提案	3 5	1 9
		管理に必要な人員の配置	3 5	1 9
		利用者満足度・利用者ニーズの把握	3 5	2 1
		収支計画	3 5	2 1
	小 計	3 3 0	2 0 6	
	管理を行う能力			
	内 訳	申請団体の経営状況	2 0	1 5
		組織・人員体制	2 0	1 1
		雇用及び労働条件	2 0	1 3
		申請団体の事業実績	2 0	2 0
施設の安全、衛生管理等の体制		3 5	2 1	
個人情報保護及び情報公開の体制		2 0	1 3	
公共性への取組		2 0	1 6	
法令等の遵守		2 0	2 0	
小 計	1 7 5	1 2 9		
合 計		5 0 5	3 3 5	

備考 評価基準に基づく評価の合計得点における最低基準得点は、253点とした。

(イ) 候補団体の得点の合計を100点満点に換算した場合の得点は、66.3

点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 2 5 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立緑第一障害者地域活動支援センター
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市緑区千木良 3 2 0 番地 2  
名 称 特定非営利活動法人湘北福社会やまのべ
- 3 指定の期間  
平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

提案の理由

相模原市立緑第一障害者地域活動支援センターの指定管理者を指定いたしたく、  
地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

## 議案第 1 2 1 号関係資料(その 1)

### 特定非営利活動法人湘北福祉会やまのべの概要

#### 1 設立年月日等

平成 2 1 年 1 2 月 1 4 日 設立

平成 2 3 年 3 月 1 7 日 特定非営利活動法人湘北福祉会から特定非営利活動法人湘北福祉会やまのべに改称

#### 2 規模

( 1 ) 職員数等 役員 9 名、職員 8 名

( 2 ) 資産の総額 2 , 3 5 3 , 5 4 0 円

#### 3 事業概要等

##### ( 1 ) 事業概要

ア 障害者の地域生活の自立を促進する事業及び障害福祉サービス事業

イ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

##### ( 2 ) 公共的施設の主な管理実績

相模原市立緑第一障害者地域活動支援センターの指定管理者(平成 2 3 年 4 月から現在に至る。)

## 議案第121号関係資料(その2)

### 相模原市立緑第一障害者地域活動支援センターの指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

特定非営利活動法人湘北福社会やまのべ(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超える合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)を得たこと。
- (2) 各評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準をおおむね満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### (1) 指定管理者となる要件

法人

##### (2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成25年5月20日から同年6月21日まで

イ 説明会 平成25年6月21日(参加数 1団体)

ウ 申請の受付 平成25年7月16日から同年8月20日まで(申請数 1団体)

##### (3) 選考

平成25年10月7日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立緑第一障害者地域活動支援センター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(公認会計士1名、弁護士1名、市職員2名)  
計5名

##### イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員 5 名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果及び経費削減に対する評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点	
評価基準に基づく評価	事業計画・収支予算			
	内 訳	管理運営に対する基本方針、抱負等	20	17
		市民サービス水準の確保	35	27
		施設等の維持管理の計画・内容	20	14
		年間事業計画の理念・内容	35	23
		相談支援事業の内容	35	23
		地域活動支援センター事業の内容	35	27
		団体独自の発想に基づく提案	40	36
		管理に必要な人員の配置	35	17
		利用者満足度・利用者ニーズの把握	35	25
		収支計画	35	19
	小計	325	228	
	管理を行う能力			
	内 訳	申請団体の経営状況	20	14
		組織・人員体制	20	12
		雇用及び労働条件	20	12
		申請団体の事業実績	20	20
		施設の安全、衛生管理等の体制	35	23
		個人情報保護及び情報公開の体制	20	14
公共性への取組		20	14	
法令等の遵守		20	20	
小計	175	129		
小計	500	357		
経費削減に対する評価	25	0		
合計	525	357		

備考

- 1 評価基準に基づく評価の合計得点における最低基準得点は、250点とした。

2 経費削減に対する評価における配点は、評価基準に基づく評価の合計得点の5パーセントとした。

(イ) 候補団体の得点の合計を100点満点に換算した場合の得点は、68点である。

指定管理者の指定について  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 2 5 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立さがみ湖リフレッシュセンター
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市中央区相模原 4 丁目 7 番 1 0 号エス・プラザビル 1 F  
名 称 共同企業体ウイツ・ギオン
- 3 指定の期間  
平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

提案の理由

相模原市立さがみ湖リフレッシュセンターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

## 議案第122号関係資料(その1)

### 共同企業体ウイツ・ギオンの概要

#### 1 構成員

相模原市中央区相模原4丁目7番10号エス・プラザビル1F

株式会社ウイツコミュニティ

相模原市中央区南橋本1丁目5番1号

株式会社ギオン

#### 2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
株式会社ウイツ コミュニティ	平成3年2月28日 設立
	平成14年10月1日 株式会社アポロコミュニティから株式会社ウイツコミュニティに改称
株式会社ギオン	昭和47年5月20日 設立
	平成13年1月5日 ・園興業株式会社から株式会社ギオンに改称

#### 3 規模

構成員	従業員数等	資本金
株式会社ウイツコ ミュニティ	役員 5名	50,000千円
	従業員 155名	
株式会社ギオン	役員 5名	46,720千円
	従業員 1,444名	

#### 4 事業概要等

##### (1) 事業概要

構成員	事業概要
	ア ビル清掃業及びビル警備 イ 建物管理業 ウ 建物美装及び建物総合清掃 エ 電気工事及び電気設備保守

株式会社ウィツコミュニティ	オ 消防施設工事 カ 管繕工事、管工事及び建築工事 キ 建築資材、建物清掃用機械器具及び消耗品の販売 ク 浄化槽保守 ケ 貯水槽清掃及び保守 コ 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介
株式会社ギオン	ア 一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送を含む。) イ 貨物利用運送事業 ウ 倉庫業及び配送センター管理運営業 エ 産業廃棄物の収集、運搬及び処理業 オ 一般廃棄物の収集及び運搬業 カ 映像音響機器及び周辺機器の開発、製作及び販売業 キ 搬送装置製造販売 ク 公共施設の維持・管理に関する事業の受託 ケ 警備業 コ 清掃業

( 2 ) 公共的施設の主な管理実績

構成員	管理実績
株式会社ウィツコミュニティ	ア 相模原市市営住宅( 3 4 施設)の指定管理者(平成 1 8 年 4 月から平成 2 1 年 3 月まで) イ 相模原市市営住宅(大野台住宅)の指定管理者(平成 1 9 年 4 月から平成 2 1 年 3 月まで) ウ 相模原市市営住宅( 7 0 施設)の指定管理者(平成 2 1 年 4 月から現在に至る。) エ 相模原市市営住宅(南台団地)の指定管理者(平成 2 2 年 4 月から現在に至る。) オ 相模原市市営住宅(並木団地)の指定管理者(平成 2 3 年 4 月から現在に至る。) カ 相模原市市営住宅(内郷住宅)の指定管理者(平成 2 3 年 1 2 月から現在に至る。) 

	いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者
株式会社ギオン	<p>ア 相模原麻溝公園競技場及び相模原麻溝公園スポーツ広場の指定管理者(平成24年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 相模原市営自転車駐車場のうち、路上等自転車駐車場を除く有料自転車駐車場14施設の指定管理者(平成24年4月から現在に至る。)</p> <p>ウ 相模原市営自動車駐車場5施設の指定管理者(平成24年4月から現在に至る。)</p> <p>エ 相模原市営自動車駐車場(相模大野駅西側自動車駐車場)の指定管理者(平成25年3月から現在に至る。)</p> <p>いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者</p>

## 議案第122号関係資料(その2)

### 相模原市立さがみ湖リフレッシュセンターの指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

共同企業体ウィッツ・ギオン(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)を得たこと。
- (2) 各評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

##### (2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成25年5月20日から同年6月21日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成25年6月17日(参加数 2団体)

ウ 申請の受付 平成25年7月3日から同年8月2日まで(申請数 1団体)

##### (3) 選考

平成25年10月8日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立さがみ湖リフレッシュセンター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(元国民健康保険内郷診療所・相模湖老人福祉センター及びさがみ湖リフレッシュセンターあり方検討会の代表)及び委員(税理士1名、相模湖地区老人クラブ連合会の代表1名、市職員2名) 計5名

##### イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果及び経費削減に対する評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点	
評価基準に基づく評価	事業計画・収支予算			
	内訳	管理運営に対する基本方針、抱負等	20	19
		市民サービス水準の確保	40	32
		施設等の維持管理の計画・内容	40	34
		年間事業計画の理念・内容	40	30
		団体独自の発想に基づく提案	40	36
		管理に必要な人員の配置	40	32
		利用者満足度・利用者ニーズの把握	40	34
		収支計画	40	34
	小計		300	251
	管理を行う能力			
	内訳	申請団体の経営状況	20	19
		組織・人員体制	20	18
		雇用及び労働条件	20	19
		申請団体の事業実績	20	18
		施設の安全、衛生管理等の体制	40	36
		個人情報保護及び情報公開の体制	20	16
		公共性への取組	20	16
		法令等の遵守	20	17
小計		180	159	
小計		480	410	
経費削減に対する評価		24	0	
合計		504	410	

備考

- 1 評価基準に基づく評価の合計得点における最低基準得点は、250点とした。
  - 2 経費削減に対する評価における配点は、評価基準に基づく評価の合計得点の5パーセントとした。
- (イ) 候補団体の得点の合計を100点満点に換算した場合の得点は、81.3点(少数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 2 5 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立新磯ふれあいセンター及び相模原市立相模の大風センター
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 2 3 号  
名 称 公益財団法人相模原市都市整備公社
- 3 指定の期間  
平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

提案の理由

相模原市立新磯ふれあいセンター及び相模原市立相模の大風センターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

## 議案第 1 2 3 号関係資料(その 1)

### 公益財団法人相模原市都市整備公社の概要

#### 1 設立年月日等

昭和 3 7 年 6 月 1 4 日 設立

昭和 4 9 年 4 月 1 日 財団法人相模原市開発公社から財団法人相模原市都市整備公社に改称

平成 2 3 年 4 月 1 日 公益財団法人に移行

公益財団法人相模原市都市整備公社は、公益財団法人相模原市みどりの協会との間で、平成 2 6 年 4 月 1 日を効力発生日とし、公益財団法人相模原市都市整備公社を存続法人とする吸収合併に係る合併契約書を締結している。

#### 2 規模

( 1 ) 職員数等 役員 1 1 名、職員 1 2 7 名

( 2 ) 基本財産 2 , 0 0 0 , 0 0 0 円

#### 3 事業概要等

##### ( 1 ) 事業概要

ア 都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整備に関する事業

イ 都市施設その他の都市環境の形成に必要な用地の整備に関する事業

ウ 都市機能の維持及び増進に関する事業

エ 豊かな市民生活の形成及び地域の振興に関する事業

オ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

##### ( 2 ) 公共的施設の主な管理実績

ア 相模原市立新磯ふれあいセンター及び相模原市立相模の大風センターの指定管理者(平成 1 8 年 4 月から現在に至る。)

イ 相模原市立さがみ湖リフレッシュセンターの指定管理者(平成 2 1 年 4 月から現在に至る。)

ウ 相模原市立東林ふれあいセンターの指定管理者(平成 2 4 年 4 月から現在に至る。)

## 議案第 1 2 3 号関係資料(その 2)

### 相模原市立新磯ふれあいセンター及び相模原市立相模の大風センターの 指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

公益財団法人相模原市都市整備公社(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)を得たこと。
- (2) 各評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

##### (2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成 25 年 5 月 20 日から同年 6 月 20 日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成 25 年 6 月 20 日(参加数 1 団体)

ウ 申請の受付 平成 25 年 7 月 8 日から同年 8 月 9 日まで(申請数 1 団体)

##### (3) 選考

平成 25 年 10 月 9 日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立新磯ふれあいセンター及び相模原市立相模の大風センター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成等

委員長(公認会計士)及び委員(新磯地区自治会連合会の代表 1 名、新磯地区老人クラブ連合会の代表 1 名、相模の大風文化保存会の代表 1 名、市職員 2 名) 計 6 名(うち 1 名欠席)

##### イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員 5 名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果及び経費削減に

対する評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点	
評価基準に基づく評価	事業計画・収支予算			
	内 訳	管理運営に対する基本方針、抱負等	20	18
		市民サービス水準の確保	40	34
		施設等の維持管理の計画・内容	40	34
		年間事業計画の理念・内容	40	28
		団体独自の発想に基づく提案	40	36
		管理に必要な人員の配置	40	34
		利用者満足度・利用者ニーズの把握	40	34
		収支計画	40	32
	小計		300	250
	管理を行う能力			
	内 訳	申請団体の経営状況	20	20
		組織・人員体制	20	17
		雇用及び労働条件	20	18
		申請団体の事業実績	20	18
		施設の安全、衛生管理等の体制	40	34
		個人情報保護及び情報公開の体制	20	16
		公共性への取組	20	18
		法令等の遵守	20	14
小計		180	155	
小計		480	405	
経費削減に対する評価		20	0	
合計		500	405	

備考

- 1 評価基準に基づく評価の合計得点における最低基準得点は、325点とした。
- 2 経費削減に対する評価における配点は、20点(評価基準に基づく評価の合計得点の4.1パーセント(小数点以下1位未満切捨て))とした。

(イ) 候補団体の得点の合計を 100 点満点に換算した場合の得点は、81 点である。

指定管理者の指定について  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 2 5 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立産業会館
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市中央区中央 3 丁目 1 2 番 3 号  
名 称 公益財団法人相模原市産業振興財団
- 3 指定の期間  
平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

提案の理由

相模原市立産業会館の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

## 議案第 1 2 4 号関係資料(その 1)

### 公益財団法人相模原市産業振興財団の概要

#### 1 設立年月日等

平成 4 年 8 月 2 1 日 設立

平成 2 4 年 4 月 1 日 公益財団法人に移行

#### 2 規模

( 1 ) 職員数等 役員 9 名、職員 1 4 名

( 2 ) 基本財産 2 0 0 , 0 6 2 , 5 0 0 円

#### 3 事業概要

( 1 ) 中小企業の経営の安定と発展に向けた事業

( 2 ) 産業人材の確保・育成事業

( 3 ) 国際化の促進や情報の収集発信に関する事業

( 4 ) 創業及び新事業創出の支援に関する事業

( 5 ) 地域経済の振興に関する事業

( 6 ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 議案第 1 2 4 号関係資料(その 2)

### 相模原市立産業会館の指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

公益財団法人相模原市産業振興財団(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2(4)イのとおり)を得たこと。
- (2) 各評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

##### (2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成 2 5 年 5 月 2 0 日から同年 6 月 2 1 日まで

イ 現地説明会 平成 2 5 年 6 月 2 1 日(参加数 7 団体)

ウ 申請の受付 平成 2 5 年 7 月 8 日から同年 8 月 9 日まで(申請数 2 団体)

##### (3) 候補団体以外の申請団体

名 称	所 在 地
株式会社メディカルアソシア・大成株式会社共同企業体	東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 7 号 N B F 日比谷ビル 9 F

##### (4) 選考

平成 2 5 年 9 月 1 0 日に、申請のあった 2 団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立産業会館に係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(市職員)及び委員(大学教授 1 名、公認会計士 1 名、神奈川県職員 1 名、市職員 1 名) 計 5 名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員 5 名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果及び経費削減に対する評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点	
評価基準に基づく評価	事業計画・収支予算			
	内 訳	管理運営に対する基本方針、抱負等	2 0	2 0
		市民サービス水準の確保	4 0	3 4
		施設等の維持管理の計画・内容	4 0	3 6
		年間事業計画の理念・内容	5 0	4 2
		団体独自の発想に基づく提案	5 0	5 0
		管理に必要な人員の配置	4 0	3 0
		利用者満足度・利用者ニーズの把握	4 0	3 4
		収支計画	4 0	2 2
	小 計		3 2 0	2 6 8
	管理を行う能力			
	内 訳	申請団体の経営状況	2 0	1 5
		組織・人員体制	2 0	1 5
		雇用及び労働条件	2 0	1 1
		申請団体の事業実績	2 0	1 8
		施設の安全、衛生管理等の体制	4 0	3 0
		個人情報保護及び情報公開の体制	2 0	1 5
		公共性への取組	2 0	1 9
		法令等の遵守	2 0	1 5
小 計		1 8 0	1 3 8	
小 計		5 0 0	4 0 6	
経費削減に対する評価		2 5	0	
合 計		5 2 5	4 0 6	

備考

- 1 評価基準に基づく評価の合計得点における最低基準得点は、270点とした。
- 2 経費削減に対する評価における配点は、評価基準に基づく評価の合

計得点の5パーセントとした。

(イ) 候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名 称	評価項目	得点
株式会社メディカルアソシア・大成株式会社共同企業体	評価基準に基づく評価	345
	経費削減に対する評価	0
	合 計	345

(ウ) 申請のあった2団体の得点の合計を100点満点に換算した場合の得点は、次のとおりである。

名 称	得点
公益財団法人相模原市産業振興財団	77.3
株式会社メディカルアソシア・大成株式会社共同企業体	65.7

備考 小数点以下1位未満を切り捨てた。

指定管理者の指定について  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 25 年 11 月 19 日提出

相模原市長 加山 俊夫

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立勤労者総合福祉センター
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市緑区西橋本 5 丁目 4 番 20 号  
名称 サン・エールさがみはら管理運営グループ
- 3 指定の期間  
平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

#### 提案の理由

相模原市立勤労者総合福祉センターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

議案第 1 2 5 号関係資料(その 1)

サン・エールさがみはら管理運営グループの概要

1 構成員

相模原市緑区西橋本 5 丁目 4 番 2 0 号

公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンター

東京都新宿区西新宿 1 丁目 1 番 3 号

小田急デパートサービス株式会社

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンター	平成 2 年 4 月 1 日 設立
	平成 2 4 年 4 月 1 日 財団法人相模原市中小企業勤労者福祉サービスセンターから財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンターに改称し、公益財団法人に移行
小田急デパートサービス株式会社	昭和 4 2 年 1 1 月 1 日 設立

3 規模

構成員	職員数等	基本財産等
公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンター	役員 9 名	基本財産 2 0 0 , 0 0 0 千円
	職員 1 3 名	
小田急デパートサービス株式会社	役員 1 0 名	資本金 8 0 , 0 0 0 千円
	従業員 4 5 7 名	

4 事業概要等

( 1 ) 事業概要

構成員	事業概要
	ア 勤労者等の生活の安定に資する事業 イ 勤労者等の健康の維持増進に資する事業

公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンター	ウ 勤労者等の自己啓発に資する事業 エ 勤労者等の財産形成に資する事業 オ 勤労者等の余暇活動に資する事業 カ 勤労者等の生涯生活の安定に資する事業 キ 勤労者等の活動を支援する施設に係る管理運営事業 ク その他当法人の目的を達成するために必要な事業
小田急デパートサービス株式会社	ア 駐車場の管理 イ ビルディング附带施設の運営及び管理 ウ 建築一式、大工、屋根、電気、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、内装仕上、消防施設等各工事の設計、施工及び監理請負業 エ 警備の請負及びその保障 オ ビルディング及びその設備に関する安全管理業務の請負 カ 事務用機械器具及び販売用陳列器具等の賃貸、運搬請負及び保守管理 キ 一般労働者派遣事業 ク 物品預り業 ケ 清掃業及び塵芥処理業

( 2 ) 公共的施設の主な管理実績

構成員	管理実績
公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンター	相模原市立勤労者総合福祉センターの指定管理者(平成16年4月から現在に至る。)

## 議案第 1 2 5 号関係資料(その 2)

### 相模原市立勤労者総合福祉センターの指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

サン・エールさがみはら管理運営グループ(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- ( 1 ) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2(4)イのとおり)を得たこと。
- ( 2 ) 各評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準をおおむね満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- ( 3 ) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### ( 1 ) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

##### ( 2 ) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成 2 5 年 5 月 2 0 日から同年 6 月 2 0 日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成 2 5 年 6 月 2 1 日(参加数 7 団体)

ウ 申請の受付 平成 2 5 年 7 月 8 日から同年 8 月 9 日まで(申請数 3 団体)

##### ( 3 ) 候補団体以外の申請団体

名 称	所 在 地
公益財団法人神奈川県労働福祉協会	横浜市中区寿町 1 丁目 4 番地
株式会社セイウン	埼玉県さいたま市桜区田島 9 丁目 3 1 番 1 号

##### ( 4 ) 選考

平成 2 5 年 9 月 1 0 日に、申請のあった 3 団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立勤労者総合福祉センターに係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(市職員)及び委員(大学教授1名、厚生労働省職員1名、公認会計士1名、市職員1名) 計5名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果及び経費削減に対する評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点	
評価基準に基づく評価	事業計画・収支予算			
	内 訳	管理運営に対する基本方針、抱負等	20	19
		利用者サービス水準の確保及び向上	40	32
		施設等の維持管理の計画・内容	40	32
		年間事業計画の理念・内容(勤労者の福祉の向上を図るための事業計画・内容)	40	34
		団体独自の発想に基づく提案	40	32
		管理に必要な人員の配置	40	32
		利用者満足度・利用者ニーズの把握	40	34
		収支計画	40	30
		小計	300	245
	管理を行う能力			
	内 訳	申請団体の経営状況	20	20
		組織・人員体制	20	17
		雇用及び労働条件	40	26
		申請団体の事業実績	20	20
		施設の安全、衛生管理等の体制	40	32
		個人情報保護及び情報公開の体制	20	17
		公共性への取組	20	18
		法令等の遵守	20	0
小計	200	150		
小計	500	395		
経費削減に対する評価	25	3		

合 計	5 2 5	3 9 8
-----	-------	-------

備考

- 1 評価基準に基づく評価の合計得点における最低基準得点は、250点とした。
- 2 経費削減に対する評価における配点は、評価基準に基づく評価の合計得点の5パーセントとした。

(イ) 候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名 称	評価項目	得点
公益財団法人神奈川県労働福祉協会	評価基準に基づく評価	3 8 4
	経費削減に対する評価	6
	合 計	3 9 0
株式会社セイウン	評価基準に基づく評価	3 4 8
	経費削減に対する評価	7
	合 計	3 5 5

(ウ) 申請のあった3団体の得点の合計を100点満点に換算した場合の得点は、次のとおりである。

名 称	得点
サン・エールさがみはら管理運営グループ	7 5 . 8
公益財団法人神奈川県労働福祉協会	7 4 . 2
株式会社セイウン	6 7 . 6

備考 小数点以下1位未満を切り捨てた。

指定管理者の指定について  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成25年11月19日提出

相模原市長 加山俊夫

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立相模川自然の村及び相模原市立相模川自然の村野外体験教室
- 2 指定管理者  
所在地 東京都豊島区東池袋3丁目13番3号  
名称 西洋フード・コンパスグループ株式会社
- 3 指定の期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案の理由

相模原市立相模川自然の村及び相模原市立相模川自然の村野外体験教室の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

## 議案第126号関係資料(その1)

### 西洋フード・コンパスグループ株式会社の概要

#### 1 設立年月日等

昭和22年9月6日 設立

平成19年4月1日 株式会社西洋フードシステムズから西洋フード・コンパスグループ株式会社に改称

#### 2 規模

(1) 従業員数等 役員9名、従業員16,536名

(2) 資本金 22,316,624,900円

#### 3 事業概要等

##### (1) 事業概要

ア 食品の製造・加工業及び卸小売業

イ 乳製品及び清涼飲料水の製造及び卸小売業

ウ 酒類及び塩・たばこの販売業

エ 給食・貸席及び宴会の受託

オ 食堂・飲食店・結婚式場・宴会場・保養所・宿泊施設・観光娯楽施設・公衆浴場施設・スポーツ施設・劇場・映画館・興行場等の経営及び運営受託

カ オに掲げる店舗・施設の設計施工業及び経営コンサルタント業

キ オに掲げる店舗・施設における代金精算システムの企画・開発、それに関わる機器の販売・保守・輸出入業及び賃貸業

ク 厨房設備器具・食堂什器備品及び食器類の販売・保守・輸出入業及び賃貸業

ケ 自動販売機及び娯楽機のオペレーション並びに機械の修理販売・賃貸業

コ スポーツクラブ・スポーツ教室・カルチャー教室の経営及び運営受託

サ 物品の販売に関する事業

シ ホテル業・一般旅行業・国内旅行業・旅行業代理店業

ス 一般旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業

##### (2) 公共的施設の主な管理実績

ア 相模原市立相模川自然の村及び相模原市立相模川自然の村野外体験教室の

指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)

イ 足立区立<sup>きよなん</sup>鋸南自然の家の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)

ウ 板橋区立少年自然の家八ヶ岳荘の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)

エ 刈谷市民休暇村の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)

オ 府中市民保養所やちほの指定管理者(平成20年4月から現在に至る。)

## 議案第 1 2 6 号関係資料(その 2)

### 相模原市立相模川自然の村及び相模原市立相模川自然の村野外体験教室 の指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

西洋フード・コンパスグループ株式会社(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- ( 1 ) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2(4)イのとおり)を得たこと。
- ( 2 ) 各評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- ( 3 ) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

- ( 1 ) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

- ( 2 ) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成 2 5 年 5 月 2 0 日から同年 6 月 2 8 日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成 2 5 年 6 月 2 8 日(参加数 1 5 団体)

ウ 申請の受付 平成 2 5 年 7 月 2 9 日から同年 8 月 3 0 日まで(申請数 4 団体)

- ( 3 ) 候補団体以外の申請団体

名 称	所 在 地
ギオン・アクティオ・利恵産業グループ	相模原市中央区南橋本 1 丁目 5 番 1 号
相模川自然の村 G T パートナース	東京都新宿区西新宿 3 丁目 2 0 番 2 号
馬淵商事オービーエム管財共同体	東京都中央区日本橋 2 丁目 1 3 番 1 2 号 日本生命江戸橋ビル

- ( 4 ) 選考

平成 2 5 年 1 0 月 1 6 日に、申請のあった 4 団体による提案説明会を公開で

実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立相模川自然の村及び相模原市立相模川自然の村野外体験教室指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(市職員)及び委員(大学教授1名、民間事業者1名、税理士1名、市職員1名) 計5名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果及び経費削減に対する評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点	
評価基準に基づく評価	事業計画・収支予算			
	内 訳	管理運営に対する基本方針、抱負等	40	36
		利用者サービス水準の確保	40	36
		施設等の維持管理の計画・内容	80	68
		年間事業計画の理念・内容	40	34
		団体独自の発想に基づく提案	80	64
		食事サービス水準の確保及び向上	40	34
		管理に必要な人員の配置	80	64
		利用者満足度・利用者ニーズの把握	80	72
		収支計画	80	60
	小計	560	468	
	管理を行う能力			
	内 訳	申請団体の経営状況	20	17
		組織・人員体制	40	36
		雇用及び労働条件	40	32
		申請団体の事業実績	20	16
		施設の安全、衛生管理等の体制	80	68
		個人情報保護及び情報公開の体制	20	15
		公共性への取組	20	14
法令等の遵守		20	18	
小計	260	216		

	小 計	8 2 0	6 8 4
経費削減に対する評価		3 0	3
	合 計	8 5 0	6 8 7

備考

- 1 評価基準に基づく評価の合計得点における最低基準得点は、492点とした。
- 2 経費削減に対する評価における配点は、30点(評価基準に基づく評価の合計得点の3.6パーセント(小数点以下1位未満切捨て))とした。

(イ) 候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名 称	評価項目	得点
ギオン・アクティオ・利恵産業グループ	評価基準に基づく評価	6 6 3
	経費削減に対する評価	1
	合 計	6 6 4
相模川自然の村GTパートナーズ	評価基準に基づく評価	6 2 9
	経費削減に対する評価	3
	合 計	6 3 2
馬淵商事オービーエム管財共同体	評価基準に基づく評価	5 3 3
	経費削減に対する評価	0
	合 計	5 3 3

(ウ) 申請のあった4団体の得点の合計を100点満点に換算した場合の得点は、次のとおりである。

名 称	得点
西洋フード・コンパスグループ株式会社	8 0 . 8
ギオン・アクティオ・利恵産業グループ	7 8 . 1
相模川自然の村GTパートナーズ	7 4 . 3
馬淵商事オービーエム管財共同体	6 2 . 7

備考 小数点以下1位未満を切り捨てた。

指定管理者の指定について  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 2 5 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

1 管理を行わせる施設の名称

相模原市立緑の休暇村センター、相模原市立青根緑の休暇村いやしの湯及び相模原市立津久井合唱館

2 指定管理者

所在地 相模原市緑区青根 1 1 0 5 番地

名 称 一般社団法人青根振興協議会

3 指定の期間

平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

提案の理由

相模原市立緑の休暇村センター、相模原市立青根緑の休暇村いやしの湯及び相模原市立津久井合唱館の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

## 議案第 1 2 7 号関係資料(その 1)

### 一般社団法人青根振興協議会の概要

#### 1 設立年月日

平成 2 0 年 1 0 月 2 日

#### 2 規模

従業員数等 役員 2 0 名、従業員 3 4 名

#### 3 事業概要等

##### ( 1 ) 事業概要

ア 地域振興に関する研究及びイベント開催

イ 地域内の各組織及び団体との連絡協調

ウ 相模原市立青根緑の休暇村「いやしの湯」「休暇村センター」「合唱館」  
の管理運営に関する事業

エ 公共施設の維持管理に関する事業の受託

オ アからエまでのほか、当法人の目的を達成するために必要な事業

##### ( 2 ) 公共的施設の主な管理実績

ア 相模原市立緑の休暇村センター及び相模原市立青根緑の休暇村いやしの湯  
の指定管理者(平成 1 7 年 4 月から現在に至る。)

イ 相模原市立津久井合唱館の指定管理者(平成 2 1 年 4 月から現在に至る。)

## 議案第 1 2 7 号関係資料(その 2)

### 相模原市立緑の休暇村センター、相模原市立青根緑の休暇村いやしの湯 及び相模原市立津久井合唱館の指定管理者の選考について

相模原市立緑の休暇村センター、相模原市立青根緑の休暇村いやしの湯及び相模原市立津久井合唱館については、公募を行わず、指定管理者となる要件を満たす一般社団法人青根振興協議会(以下「候補団体」という。)を指定管理者の申請ができる法人とした。

#### 1 選考理由

候補団体を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)を得たこと。
- (2) 各評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### (1) 指定管理者となる要件

地域社会の発展及び活性化を図ることを目的として設立された市内に活動の本拠となる事務所を有する法人その他の団体

##### (2) 指定管理者の申請の受付等

ア 申請要項の配布 平成 2 5 年 6 月 1 0 日から同年 7 月 3 日まで

イ 説明会 平成 2 5 年 7 月 3 日

ウ 申請の受付 平成 2 5 年 8 月 1 日から同月 3 0 日まで

##### (3) 審査

平成 2 5 年 1 0 月 1 6 日に、候補団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立緑の休暇村センター、相模原市立青根緑の休暇村いやしの湯及び相模原市立津久井合唱館指定管理者審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、各審査委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 審査委員会の委員の構成

委員長(市職員)及び委員(大学教授1名、民間事業者1名、税理士1名、市職員1名) 計5名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点	
評価基準に基づく評価	事業計画・収支予算			
	内訳	管理運営に対する基本方針、抱負等	20	19
		市民サービス水準の確保	40	28
		施設等の維持管理の計画・内容	40	38
		年間事業計画の理念・内容	40	32
		団体独自の発想に基づく提案	40	34
		管理に必要な人員の配置	40	32
		利用者満足度・利用者ニーズの把握	40	34
		収支計画	40	32
	小計	300	249	
	管理を行う能力			
	内訳	申請団体の経営状況	20	15
		組織・人員体制	20	16
		雇用及び労働条件	20	18
		申請団体の事業実績	20	18
		施設の安全、衛生管理等の体制	40	38
		個人情報保護及び情報公開の体制	20	17
		公共性への取組	20	18
		法令等の遵守	20	20
小計	180	160		
合計		480	409	

備考 評価基準に基づく評価の合計得点における最低基準得点は、288点とした。

(イ) 候補団体の得点の合計を100点満点に換算した場合の得点は、85.2点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成25年11月19日提出

相模原市長 加山俊夫

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立鳥居原ふれあいの館<sup>いえ</sup>
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市緑区鳥屋750番地  
名称 有限会社鳥居原
- 3 指定の期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案の理由

相模原市立鳥居原ふれあいの館<sup>いえ</sup>の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

## 議案第 1 2 8 号関係資料(その 1)

### 有限会社鳥居原の概要

#### 1 設立年月日

平成 1 6 年 1 1 月 2 5 日

#### 2 規模

( 1 ) 従業員数等 役員 7 名、従業員 1 5 名

( 2 ) 資本金 3 , 0 1 0 , 0 0 0 円

#### 3 事業概要等

##### ( 1 ) 事業概要

ア 農林産物の販売

イ 加工食品の販売

ウ 地域の伝統技術等を活かした土産物の販売

エ 飲食店の経営

オ 農林産物の直営店の管理運営業務

カ アからオまでに附帯する一切の業務

##### ( 2 ) 公共的施設の主な管理実績

相模原市立鳥居原ふれあいの館<sup>いえ</sup>の指定管理者(平成 1 7 年 4 月から現在に至る。)

## 議案第 1 2 8 号関係資料(その 2)

### 相模原市立鳥居原ふれあいの館<sup>いえ</sup>の指定管理者の選考について

相模原市立鳥居原ふれあいの館<sup>いえ</sup>については、公募を行わず、指定管理者となる要件を満たす有限会社鳥居原(以下「候補団体」という。)を指定管理者の申請ができる法人とした。

#### 1 選考理由

候補団体を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)を得たこと。
- (2) 各評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### (1) 指定管理者となる要件

農業者が構成員の過半を占め、かつ、地域社会の発展及び活性化を図ることを目的として設立された市内に活動の本拠となる事務所を有する法人その他の団体

##### (2) 指定管理者の申請の受付等

- ア 申請要項の配布 平成 2 5 年 6 月 1 0 日から同年 7 月 3 日まで
- イ 説明会 平成 2 5 年 7 月 3 日
- ウ 申請の受付 平成 2 5 年 8 月 1 日から同月 3 0 日まで

##### (3) 審査

平成 2 5 年 1 0 月 1 6 日に、候補団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立鳥居原ふれあいの館<sup>いえ</sup>指定管理者審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、各審査委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 審査委員会の委員の構成

委員長(市職員)及び委員(大学教授 1 名、民間事業者 1 名、税理士 1 名、市職員 1 名) 計 5 名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員 5 名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点	
評価基準に基づく評価	事業計画・収支予算			
	内 訳	管理運営に対する基本方針、抱負等	20	20
		市民サービス水準の確保	40	34
		施設等の維持管理の計画・内容	40	38
		年間事業計画の理念・内容	40	32
		団体独自の発想に基づく提案	40	40
		管理に必要な人員の配置	40	30
		利用者満足度・利用者ニーズの把握	40	38
		収支計画	40	28
		小計	300	260
	管理を行う能力			
	内 訳	申請団体の経営状況	20	15
		組織・人員体制	20	15
		雇用及び労働条件	20	19
		申請団体の事業実績	20	18
		施設の安全、衛生管理等の体制	40	26
		個人情報保護及び情報公開の体制	20	15
		公共性への取組	20	18
		法令等の遵守	20	20
小計	180	146		
合計		480	406	

備考 評価基準に基づく評価の合計得点における最低基準得点は、288点とした。

(イ) 候補団体の得点の合計を100点満点に換算した場合の得点は、84.5点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成25年11月19日提出

相模原市長 加山俊夫

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立藤野やまなみ温泉
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市緑区牧野4231番地5  
名称 牧野地域振興協議会グループ
- 3 指定の期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案の理由

相模原市立藤野やまなみ温泉の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

## 議案第 1 2 9 号関係資料(その 1)

### 牧野地域振興協議会グループの概要

#### 1 構成員

相模原市緑区牧野 4 2 3 1 番地 5

株式会社牧野地域振興協議会

相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 2 3 号

公益財団法人相模原市都市整備公社

#### 2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
株式会社牧野地域振興協議会	平成 1 8 年 9 月 1 5 日 設立
公益財団法人相模原市都市整備公社	昭和 3 7 年 6 月 1 4 日 設立
	昭和 4 9 年 4 月 1 日 財団法人相模原市開発公社から 財団法人相模原市都市整備公社 に改称
	平成 2 3 年 4 月 1 日 公益財団法人に移行

公益財団法人相模原市都市整備公社は、公益財団法人相模原市みどりの協会との間で、平成 2 6 年 4 月 1 日を効力発生日とし、公益財団法人相模原市都市整備公社を存続法人とする吸収合併に係る合併契約書を締結している。

#### 3 規模

構成員	従業員数等	資本金等
株式会社牧野地域振興協議会	役員 9 名	資本金 6,000 千円
	従業員 32 名	
公益財団法人相模原市都市整備公社	役員 11 名	基本財産 2,000 千円
	職員 127 名	

#### 4 事業概要等

##### ( 1 ) 事業概要

構成員	事業概要
	ア 藤野やまなみ温泉の管理運営に関する事業

株式会社牧野地域振興協議会	イ 公共施設の維持管理に関する事業の受託 ウ 各種イベント、キャンペーン等販売促進に関する行事の主催 エ 観光用土産品の販売及びレストランの経営 オ 酒類、清涼飲料水及び陶芸品の販売 カ タバコの販売 キ 農林産物の販売 ク 地域振興及び地域貢献に関する事業 ケ アからクまでに附帯する一切の業務
公益財団法人相模原市都市整備公社	ア 都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整備に関する事業 イ 都市施設その他の都市環境の形成に必要な用地の整備に関する事業 ウ 都市機能の維持及び増進に関する事業 エ 豊かな市民生活の形成及び地域の振興に関する事業 オ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

( 2 ) 公共的施設の主な管理実績

構成員	管理実績
株式会社牧野地域振興協議会	相模原市立藤野やまなみ温泉の指定管理者(平成19年2月から現在に至る。) 上記については、共同企業体の構成員としての指定管理者(平成22年4月から)
公益財団法人相模原市都市整備公社	ア 相模原市立藤野やまなみ温泉の指定管理者(平成22年4月から現在に至る。) イ 相模原市立市民健康文化センターの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。) ウ 相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。) ア及びウについては、共同企業体の構成員としての指定管理者(ウについては平成21年4月から)

## 議案第 1 2 9 号関係資料(その 2)

### 相模原市立藤野やまなみ温泉の指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

牧野地域振興協議会グループ(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- ( 1 ) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)を得たこと。
- ( 2 ) 各評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- ( 3 ) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### ( 1 ) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

##### ( 2 ) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成 2 5 年 5 月 2 0 日から同年 6 月 2 0 日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成 2 5 年 6 月 2 0 日(参加数 7 団体)

ウ 申請の受付 平成 2 5 年 7 月 8 日から同年 8 月 8 日まで(申請数 1 団体)

##### ( 3 ) 選考

平成 2 5 年 9 月 1 1 日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立藤野やまなみ温泉に係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(公認会計士)及び委員(税理士 1 名、民間事業者 1 名、市職員 2 名)  
計 5 名

##### イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員 5 名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点	
評価基準に基づく評価	事業計画・収支予算			
	内 訳	管理運営に対する基本方針、抱負等	20	19
		施設等の維持管理の計画内容	40	32
		年間事業計画の理念・内容	40	34
		団体独自の発想に基づく提案	40	40
		管理に必要な人員の配置	40	32
		利用サービス水準の確保及び向上	40	36
		食事サービス水準の確保及び向上	40	30
		利用者満足度・利用者ニーズの把握	20	16
		収支計画	40	30
	小計	320	269	
	管理を行う能力			
	内 訳	申請団体の経営状況	20	19
		組織・人員体制	20	15
		雇用及び労働条件	20	17
		申請団体の事業実績	20	20
		施設の安全、衛生管理等の体制	40	36
		個人情報保護及び情報公開の体制	20	16
		公共性への取組	20	20
法令等の遵守		20	20	
小計	180	163		
合計		500	432	

備考 評価基準に基づく評価の合計得点における最低基準得点は、250点とした。

(イ) 候補団体の得点の合計を100点満点に換算した場合の得点は、86.4点である。

指定管理者の指定について  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成25年11月19日提出

相模原市長 加山俊夫

- 1 管理を行わせる施設の名称  
横山公園、鹿沼公園及び小山公園
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市中央区富士見6丁目6番23号  
名称 横山公園グループ運営共同企業体
- 3 指定の期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

#### 提案の理由

横山公園、鹿沼公園及び小山公園の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

## 議案第130号関係資料(その1)

### 横山公園グループ運営共同企業体の概要

#### 1 構成員

相模原市中央区富士見6丁目6番23号

公益財団法人相模原市都市整備公社

大阪府大阪市中央区北浜4丁目1番23号

美津濃株式会社

#### 2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
公益財団法人相模原市都市整備公社	昭和37年6月14日 設立
	昭和49年4月1日 財団法人相模原市開発公社から 財団法人相模原市都市整備公社 に改称
	平成23年4月1日 公益財団法人に移行
美津濃株式会社	大正12年7月19日 設立

公益財団法人相模原市都市整備公社は、公益財団法人相模原市みどりの協会との間で、平成26年4月1日を効力発生日とし、公益財団法人相模原市都市整備公社を存続法人とする吸収合併に係る合併契約書を締結している。

#### 3 規模

構成員	職員数等	基本財産等
公益財団法人相模原市都市整備公社	役員 11名	基本財産 2,000千円
	職員 127名	
美津濃株式会社	役員 17名	資本金 26,137,417千円
	従業員 2,379名	

#### 4 事業概要等

##### (1) 事業概要

構成員	事業概要
	ア 都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整備に関する事業

<p>公益財団法人相模原市都市整備公社</p>	<p>イ 都市施設その他の都市環境の形成に必要な用地の整備に関する事業</p> <p>ウ 都市機能の維持及び増進に関する事業</p> <p>エ 豊かな市民生活の形成及び地域の振興に関する事業</p> <p>オ その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>
<p>美津濃株式会社</p>	<p>ア 各種体育運動具、体育機械及び運動用靴の製造販売及び輸出入</p> <p>イ 運動競技場の設計、監理及び工事請負</p> <p>ウ 清涼飲料水、健康食品、楽器及び文具の販売</p> <p>エ 医療機械機器、光学機器、電子計算機械機器、電気通信機器、事務用機械器具、スポーツ用具製造機械器具及びスポーツ用衣服製造機械器具の販売及びリース業</p> <p>オ ゴルフ場、遊園地及びスポーツ・レクリエーション施設の経営並びにゴルフ等会員権の売買</p> <p>カ 各種スポーツスクールの経営</p> <p>キ スポーツ及び各種文化的催物の企画運営並びにそれらの入場券の販売あっせん業務</p> <p>ク 各種スポーツ用品、自動車、各種船舶及び旅行用品のレンタル業</p> <p>ケ スポーツ施設の経営、スポーツ用品の販売及びスポーツ技能取得に関わる教育研修業務</p> <p>コ 各種スポーツスクールの指導者の養成事業</p>

( 2 ) 公共的施設の主な管理実績

<p>構成員</p>	<p>管理実績</p>
<p>公益財団法人相模原市都市整備公社</p>	<p>ア 横山公園、鹿沼公園及び小山公園の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 淵野辺公園(アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室を除く。)、相模台公園、古淵鵜野森公園及び相模原市立相模原球場の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)</p> <p>ウ 淵野辺公園アイススケート場、水泳プール及びトレー</p>

	<p>ニング室の指定管理者(平成18年6月から現在に至る。)</p> <p>エ 大野台南テニスコートの指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)</p> <p>オ 津久井又野公園、相模湖林間公園、小倉テニスコート、小倉プール、名倉グラウンド及びふじのマレットゴルフ場の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)</p> <p>イからオまでについては、共同企業体の構成員としての指定管理者(イについては平成21年4月から、ウについては同年6月から)</p>
<p>美津濃株式会社</p>	<p>ア 大阪市長居公園の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 足立区総合スポーツセンターの指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)</p> <p>ウ 東京都武蔵野の公園グループの指定管理者(平成23年4月から現在に至る。)</p> <p>エ 大阪府寝屋川公園の指定管理者(平成25年4月から現在に至る。)</p> <p>いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者</p>

## 議案第 1 3 0 号関係資料(その 2)

### 横山公園、鹿沼公園及び小山公園の指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

横山公園グループ運営共同企業体(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- ( 1 ) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2( 4 )イのとおり)を得たこと。
- ( 2 ) 各評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- ( 3 ) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### ( 1 ) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

##### ( 2 ) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成 2 5 年 5 月 3 1 日から同年 7 月 3 日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成 2 5 年 7 月 3 日(参加数 9 団体)

ウ 申請の受付 平成 2 5 年 7 月 2 3 日から同年 8 月 2 3 日まで(申請数 2 団体)

##### ( 3 ) 候補団体以外の申請団体

名 称	所 在 地
オリエンタル・小田急 J V	相模原市中央区相模原 4 丁目 9 番 8 号 3 0 1

##### ( 4 ) 選考

平成 2 5 年 1 0 月 2 日に、申請のあった 2 団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された横山公園、鹿沼公園及び小山公園に係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成等

委員長(市職員)及び委員(団体職員 1 名、相模原市スポーツ推進審議会委員 1 名、公認会計士 1 名、市職員 1 名) 計 5 名(うち 2 名欠席)

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員3名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果及び経費削減に対する評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点	
評価基準に基づく評価	事業計画・収支予算			
	内 訳	管理運営に対する基本方針、抱負等	1 2	1 0
		市民サービス水準の確保と向上	2 4	1 6
		施設等の維持管理の計画・内容	3 0	1 9
		年間事業計画の理念・内容	1 2	9
		団体独自の発想に基づく提案(提案事業)	3 0	2 1
		管理に必要な人員等の配置	2 4	1 6
		利用者満足度・利用者ニーズの把握とその反映方法	2 4	1 8
		収支計画	2 4	1 6
		小 計	1 8 0	1 2 5
	管理を行う能力			
	内 訳	申請団体の経営状況	2 4	2 4
		組織・人員体制	1 2	1 0
		雇用及び労働条件	1 2	9
		申請団体の事業実績	1 2	1 1
		施設の安全管理、衛生管理、危機管理等の体制	2 4	2 0
		個人情報保護及び情報公開の体制	1 2	9
		公共性への取組	1 2	9
		法令等の遵守	1 2	7
小 計		1 2 0	9 9	
小 計	3 0 0	2 2 4		
経費削減に対する評価	1 5	0		
合 計	3 1 5	2 2 4		

備考

1 評価基準に基づく評価の合計得点における最低基準得点は、150点とした。

2 経費削減に対する評価における配点は、評価基準に基づく評価の合計得点の5パーセントとした。

(イ) 候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名 称	評価項目	得点
オリエンタル・小田急JV	評価基準に基づく評価	217
	経費削減に対する評価	1
	合 計	218

(ウ) 申請のあった2団体の得点の合計を100点満点に換算した場合の得点は、次のとおりである。

名 称	得点
横山公園グループ運営共同企業体	71.1
オリエンタル・小田急JV	69.2

備考 小数点以下1位未満を切り捨てた。

指定管理者の指定について  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 25 年 11 月 19 日提出

相模原市長 加山 俊夫

1 管理を行わせる施設の名称

淵野辺公園、相模原市立相模原球場、相模台公園、古淵鵜野森公園及び大野台南テニスコート

2 指定管理者

所在地 相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 23 号

名称 淵野辺公園グループ運営共同企業体

3 指定の期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

ただし、淵野辺公園アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室については、平成 26 年 6 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

提案の理由

淵野辺公園、相模原市立相模原球場、相模台公園、古淵鵜野森公園及び大野台南テニスコートの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

議案第 1 3 1 号関係資料(その 1)

淵野辺公園グループ運営共同企業体の概要

1 構成員

相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 2 3 号

公益財団法人相模原市都市整備公社

東京都豊島区巣鴨 2 丁目 6 番 1 号

株式会社パティネレジャー

平塚市真田 6 3 4 番地 1

東海体育指導株式会社

大阪府大阪市中心区北浜 4 丁目 1 番 2 3 号

美津濃株式会社

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
公益財団法人相模原市都市整備公社	昭和 3 7 年 6 月 1 4 日 設立
	昭和 4 9 年 4 月 1 日 財団法人相模原市開発公社から財団法人相模原市都市整備公社に改称
	平成 2 3 年 4 月 1 日 公益財団法人に移行
株式会社パティネレジャー	昭和 5 1 年 1 月 1 3 日 設立
	平成 2 4 年 1 月 4 日 株式会社パティネ商會を吸収合併し、株式会社レジャーインダストリーから株式会社パティネレジャーに改称
東海体育指導株式会社	昭和 5 4 年 3 月 2 0 日 設立
美津濃株式会社	大正 1 2 年 7 月 1 9 日 設立

公益財団法人相模原市都市整備公社は、公益財団法人相模原市みどりの協会との間で、平成 2 6 年 4 月 1 日を効力発生日とし、公益財団法人相模原市都市整備公社を存続法人とする吸収合併に係る合併契約書を締結している。

### 3 規模

構成員	職員数等	基本財産等
公益財団法人相模原市 都市整備公社	役員 11名 職員 127名	基本財産 2,000千円
株式会社パティネレジャー	役員 8名 従業員 62名	資本金 85,000千円
東海体育指導株式会社	役員 8名 従業員 169名	資本金 10,000千円
美津濃株式会社	役員 17名 従業員 2,379名	資本金 26,137,417千円

### 4 事業概要等

#### (1) 事業概要

構成員	事業概要
公益財団法人相模原市都市整備公社	ア 都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整備に関する事業 イ 都市施設その他の都市環境の形成に必要な用地の整備に関する事業 ウ 都市機能の維持及び増進に関する事業 エ 豊かな市民生活の形成及び地域の振興に関する事業 オ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
株式会社パティネレジャー	ア スポーツ施設及び娯楽施設の設計施工 イ 同上施設の管理請負及び経営 ウ 同上施設に係る管工事、とび・土木工事及び建築工事の施工請負 エ 同上施設に設置又は備え置く機械器具及び営業用備品の販売及びリース オ 食堂の経営及び飲料水の販売 カ 不動産の賃貸及び管理 キ 発電並びに電気の供給及び販売 ク アからキまでに附帯又は関連する一切の業務
	ア スイミングクラブの管理経営

<p>東海体育指導株式会社</p>	<p>イ 体育スポーツに関する企画運営  ウ スポーツ用品の器具及び機械の販売  エ 体育施設及び教育施設の清掃業務  オ 体育施設及び教育施設の保守、管理及び警備  カ 労働者派遣事業  キ 介護及び福祉サービスの提供  ク スクールバス等の運行及び送迎サービス  ケ 催事の企画及び運営  コ 公園施設の管理、保守及び点検  サ レジャー施設の保守及び管理  シ ホテル、旅館及び宿泊施設の企画、運営及び経営  ス 公衆浴場の企画、運営及び経営  セ 飲食店の企画、運営及び経営  ソ インターネット関連事業  タ アからソまでに附帯する一切の業務</p>
<p>美津濃株式会社</p>	<p>ア 各種体育運動具、体育機械及び運動用靴の製造販売及び輸出入  イ 運動競技場の設計、監理及び工事請負  ウ 清涼飲料水、健康食品、楽器及び文具の販売  エ 医療機械機器、光学機器、電子計算機械機器、電気通信機器、事務用機械器具、スポーツ用具製造機械器具及びスポーツ用衣服製造機械器具の販売及びリース業  オ ゴルフ場、遊園地及びスポーツ・レクリエーション施設の経営並びにゴルフ等会員権の売買  カ 各種スポーツスクールの経営  キ スポーツ及び各種文化的催物の企画運営並びにそれらの入場券の販売あっせん業務  ク 各種スポーツ用品、自動車、各種船舶及び旅行用品のレンタル業  ケ スポーツ施設の経営、スポーツ用品の販売及びスポーツ技能取得に関わる教育研修業務</p>

コ 各種スポーツスクールの指導者の養成事業

(2) 公共的施設の主な管理実績

構成員	管理実績
<p>公益財団法人相模原市都市整備公社</p>	<p>ア 淵野辺公園(アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室を除く。)、相模台公園、古淵鷓野森公園及び相模原市立相模原球場の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 淵野辺公園アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室の指定管理者(平成18年6月から現在に至る。)</p> <p>ウ 大野台南テニスコートの指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)</p> <p>エ 横山公園、鹿沼公園及び小山公園の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)</p> <p>オ 津久井又野公園、相模湖林間公園、小倉テニスコート、小倉プール、名倉グラウンド及びふじのマレットゴルフ場の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)</p> <p>アからウまで及びオについては、共同企業体の構成員としての指定管理者(アについては平成21年4月から、イについては同年6月から)</p>
<p>株式会社パティネレジャー</p>	<p>ア 淵野辺公園アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室の指定管理者(平成24年1月から(株式会社パティネ商会としては平成21年6月から)現在に至る。)</p> <p>イ 大阪市立浪速スポーツセンターの指定管理者(平成17年10月から現在に至る。)</p> <p>ウ 千葉市千葉アイススケート場の指定管理者(平成17年10月から現在に至る。)</p> <p>エ 大阪市立真田山プールの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)</p> <p>オ 茅野市運動公園国際スケートセンターの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)</p>

	<p>ア、イ及びエについては、共同企業体の構成員としての指定管理者</p>
東海体育指導株式会社	<p>ア 淵野辺公園(アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室を除く。)、相模台公園、古淵鷓野森公園及び相模原市立相模原球場の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 大野台南テニスコートの指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)</p> <p>ウ 津久井又野公園、相模湖林間公園、小倉テニスコート、小倉プール、名倉グラウンド及びふじのマレットゴルフ場の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)</p> <p>エ 伊勢原市総合運動公園、鈴川公園、市ノ坪公園及び東富岡公園の指定管理者(平成20年4月から現在に至る。)</p> <p>いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者</p>
美津濃株式会社	<p>ア 大阪市長居公園の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 足立区総合スポーツセンターの指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)</p> <p>ウ 東京都武蔵野の公園グループの指定管理者(平成23年4月から現在に至る。)</p> <p>エ 大阪府寝屋川公園の指定管理者(平成25年4月から現在に至る。)</p> <p>いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者</p>

## 議案第 1 3 1 号関係資料(その 2)

淵野辺公園、相模原市立相模原球場、相模台公園、古淵鵜野森公園及び大野台南テニスコートの指定管理者の選考について

### 1 選考理由

淵野辺公園グループ運営共同企業体(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超える合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)を得たこと。
- (2) 各評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

### 2 選考までの経過

#### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

#### (2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成 2 5 年 5 月 3 1 日から同年 7 月 4 日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成 2 5 年 7 月 4 日(参加数 5 団体)

ウ 申請の受付 平成 2 5 年 7 月 2 3 日から同年 8 月 2 3 日まで(申請数 1 団体)

#### (3) 選考

平成 2 5 年 1 0 月 2 日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された淵野辺公園、相模原市立相模原球場、相模台公園、古淵鵜野森公園及び大野台南テニスコートに係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

#### ア 選考委員会の委員の構成等

委員長(市職員)及び委員(団体職員 1 名、相模原市スポーツ推進審議会委員 1 名、公認会計士 1 名、市職員 1 名) 計 5 名(うち 2 名欠席)

#### イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員 3 名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果及び経費削減に対する評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点	
評価基準に基づく評価	事業計画・収支予算			
	内 訳	管理運営に対する基本方針、抱負等	1 2	8
		市民サービス水準の確保と向上	2 4	1 6
		施設等の維持管理の計画・内容	3 0	1 9
		年間事業計画の理念・内容	1 2	9
		団体独自の発想に基づく提案(スポーツ振興事業及び提案事業)	3 0	2 1
		管理に必要な人員等の配置	2 4	1 2
		利用者満足度・利用者ニーズの把握とその反映方法	2 4	1 4
		収支計画	2 4	1 2
		小 計	1 8 0	1 1 1
	管理を行う能力			
	内 訳	申請団体の経営状況	2 4	1 8
		組織・人員体制	1 2	9
		雇用及び労働条件	1 2	7
		申請団体の事業実績	1 2	1 1
		施設の安全管理、衛生管理、危機管理等の体制	2 4	2 0
		個人情報保護及び情報公開の体制	1 2	8
		公共性への取組	1 2	8
		法令等の遵守	1 2	6
小 計		1 2 0	8 7	
小 計	3 0 0	1 9 8		
経費削減に対する評価		1 5	0	
合 計		3 1 5	1 9 8	

備考

1 評価基準に基づく評価の合計得点における最低基準得点は、1 5 0

点とした。

2 経費削減に対する評価における配点は、評価基準に基づく評価の合計得点の5パーセントとした。

(イ) 候補団体の得点の合計を100点満点に換算した場合の得点は、62.8点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 2 5 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

1 管理を行わせる施設の名称

相模原北公園(スポーツ広場を除く。)、道保川公園、相模原麻溝公園(競技場、動物広場及びスポーツ広場を除く。)及び相模大野中央公園

2 指定管理者

所在地 相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 2 3 号

名 称 麻溝公園グループ運営共同企業体

3 指定の期間

平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

提案の理由

相模原北公園(スポーツ広場を除く。)、道保川公園、相模原麻溝公園(競技場、動物広場及びスポーツ広場を除く。)及び相模大野中央公園の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

議案第 1 3 2 号関係資料(その 1)

麻溝公園グループ運営共同企業体の概要

1 構成員

相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 2 3 号

公益財団法人相模原市都市整備公社

相模原市南区麻溝台 2 3 1 7 番地 1

公益財団法人相模原市みどりの協会

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
公益財団法人相模原市都市整備公社	昭和 3 7 年 6 月 1 4 日 設立
	昭和 4 9 年 4 月 1 日 財団法人相模原市開発公社から 公益財団法人相模原市都市整備公社 に改称
	平成 2 3 年 4 月 1 日 公益財団法人に移行
公益財団法人相模原市みどりの協会	平成 4 年 8 月 1 9 日 設立
	平成 2 3 年 6 月 1 日 公益財団法人に移行

公益財団法人相模原市都市整備公社及び公益財団法人相模原市みどりの協会は、平成 2 6 年 4 月 1 日を効力発生日とし、公益財団法人相模原市都市整備公社を存続法人とする吸収合併に係る合併契約書を締結している。

3 規模

構成員	職員数等	基本財産
公益財団法人相模原市都市整備公社	役員 1 1 名	2 , 0 0 0 千円
	職員 1 2 7 名	
公益財団法人相模原市みどりの協会	役員 1 0 名	2 0 4 , 5 7 0 千円
	職員 2 1 名	

4 事業概要等

( 1 ) 事業概要

構成員	事業概要
	ア 都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整備

<p>公益財団法人相模原市都市整備公社</p>	<p>に関する事業</p> <p>イ 都市施設その他の都市環境の形成に必要な用地の整備に関する事業</p> <p>ウ 都市機能の維持及び増進に関する事業</p> <p>エ 豊かな市民生活の形成及び地域の振興に関する事業</p> <p>オ その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>
<p>公益財団法人相模原市みどりの協会</p>	<p>ア 緑化意識の普及啓発に関する事業</p> <p>イ 都市緑化の推進に関する事業</p> <p>ウ みどりの情報発信に関する事業</p> <p>エ みどりのまちづくり担い手育成・支援に関する事業</p> <p>オ 森づくりの推進及び保全に関する事業</p> <p>カ 公園施設等の管理運営</p> <p>キ その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>

( 2 ) 公共的施設の主な管理実績

<p>構成員</p>	<p>管理実績</p>
<p>公益財団法人相模原市都市整備公社</p>	<p>ア 横山公園、鹿沼公園及び小山公園の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 淵野辺公園(アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室を除く。)、相模台公園、古淵鷓野森公園及び相模原市立相模原球場の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)</p> <p>ウ 淵野辺公園アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室の指定管理者(平成18年6月から現在に至る。)</p> <p>エ 大野台南テニスコートの指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)</p> <p>オ 津久井又野公園、相模湖林間公園、小倉テニスコート、小倉プール、名倉グラウンド及びふじのマレットゴルフ場の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)</p> <p>イからオまでについては、共同企業体の構成員としての指定管理者(イについては平成21年4月から、ウに</p>

	については同年6月から)
公益財団法人相模原市みどりの協会	相模原麻溝公園(競技場、動物広場及びスポーツ広場を除く。)及び相模原北公園(スポーツ広場を除く。)の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)

## 議案第 1 3 2 号関係資料(その 2)

相模原北公園(スポーツ広場を除く。)、道保川公園、相模原麻溝公園(競技場、動物広場及びスポーツ広場を除く。)及び相模大野中央公園の指定管理者の選考について

### 1 選考理由

麻溝公園グループ運営共同企業体(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)を得たこと。
- (2) 各評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

### 2 選考までの経過

#### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

#### (2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成 2 5 年 5 月 3 1 日から同年 7 月 2 日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成 2 5 年 7 月 2 日(参加数 3 団体)

ウ 申請の受付 平成 2 5 年 7 月 2 3 日から同年 8 月 2 3 日まで(申請数 1 団体)

#### (3) 選考

平成 2 5 年 1 0 月 7 日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原北公園、道保川公園、相模原麻溝公園及び相模大野中央公園に係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(市職員)及び委員(団体職員 1 名、大学教授 1 名、公認会計士 1 名、市職員 1 名) 計 5 名

##### イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員 5 名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果及び経費削減に対する評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点	
評価基準に基づく評価	事業計画・収支予算			
	内 訳	管理運営に対する基本方針、抱負等	4 0	3 2
		市民サービス水準の確保と向上	4 0	3 4
		施設等の維持管理の計画・内容	4 0	3 4
		年間事業計画の理念・内容	6 0	4 4
		団体独自の発想に基づく提案(提案事業)	4 0	3 2
		管理に必要な人員等の配置	4 0	2 4
		利用者満足度・利用者ニーズの把握	2 0	1 3
		収支計画	6 0	3 6
		小 計	3 4 0	2 4 9
	管理を行う能力			
	内 訳	申請団体の経営状況	4 0	4 0
		組織・人員体制	2 0	1 3
		雇用及び労働条件	2 0	1 3
		申請団体の事業実績	2 0	1 4
		施設の安全管理、衛生管理、危機管理等の体制	4 0	2 6
		個人情報保護及び情報公開の体制	2 0	1 3
		公共性・公平性への取組	2 0	1 6
		法令等の遵守	2 0	1 4
小 計		2 0 0	1 4 9	
小 計	5 4 0	3 9 8		
経費削減に対する評価		2 7	0	
合 計		5 6 7	3 9 8	

備考

- 1 評価基準に基づく評価の合計得点における最低基準得点は、250点とした。

2 経費削減に対する評価における配点は、評価基準に基づく評価の合計得点の5パーセントとした。

(イ) 候補団体の得点の合計を100点満点に換算した場合の得点は、70.1点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成25年11月19日提出

相模原市長 加山俊夫

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原麻溝公園動物広場
- 2 指定管理者  
所在地 東京都渋谷区代々木神園町3丁目1番地国立オリンピック記念青少年  
総合センター内  
名称 公益財団法人ハーモニィセンター
- 3 指定の期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

#### 提案の理由

相模原麻溝公園動物広場の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

## 議案第 1 3 3 号関係資料(その 1)

### 公益財団法人ハーモニセンターの概要

#### 1 設立年月日等

昭和 5 1 年 1 2 月 2 3 日 設立

平成 2 5 年 4 月 1 日 公益財団法人に移行

#### 2 規模

( 1 ) 職員数等 役員 6 名、職員 6 9 名

( 2 ) 基本財産 2 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円

#### 3 事業概要等

##### ( 1 ) 事業概要

ア ポニークラブ、子ども動物広場、牧場等の運営及び受託管理

イ 川べり牧場学校、指導者養成学校等の運営及び受託管理

ウ 教育、福祉、医療等の現場におけるポニー乗馬の普及

エ 川べり環境の整備及び活用の推進

オ 国際文化交流、技能実習生受入れ等の推進

カ 社会教育に関する調査研究の推進及び研究成果の普及

キ 新聞、雑誌、図書等の刊行及び電子媒体による情報発信

ク その他この法人の目的を達成するために必要な事業

##### ( 2 ) 公共的施設の主な管理実績

ア 相模原麻溝公園動物広場の指定管理者(平成 1 8 年 4 月から現在に至る。)

イ 目黒区立碑文谷公園ポニー園の指定管理者(平成 1 8 年 4 月から現在に至る。)

## 議案第133号関係資料(その2)

### 相模原麻溝公園動物広場の指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

公益財団法人ハーモニィセンター(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超える合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)を得たこと。
- (2) 各評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準をおおむね満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

##### (2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成25年5月31日から同年7月1日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成25年7月1日(参加数 1団体)

ウ 申請の受付 平成25年7月23日から同年8月23日まで(申請数 1団体)

##### (3) 選考

平成25年10月7日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原麻溝公園動物広場に係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(市職員)及び委員(団体職員1名、大学講師1名、公認会計士1名、市職員1名) 計5名

##### イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果及び経費削減に

対する評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点	
評価基準に基づく評価	事業計画・収支予算			
	内 訳	管理運営に対する基本方針、抱負等	4 0	3 4
		市民サービス水準の確保と向上	4 0	3 0
		施設等の維持管理の計画・内容	4 0	2 6
		年間事業計画の理念・内容	6 0	5 2
		団体独自の発想に基づく提案(提案事業)	4 0	4 0
		管理に必要な人員等の配置	4 0	3 0
		利用者満足度・利用者ニーズの把握	2 0	1 2
		収支計画	6 0	2 0
		小 計	3 4 0	2 4 4
	管理を行う能力			
	内 訳	申請団体の経営状況	4 0	3 0
		組織・人員体制	2 0	1 1
		雇用及び労働条件	2 0	1 1
		申請団体の事業実績	2 0	1 5
		施設の安全管理、衛生管理、危機管理等の体制	4 0	2 6
		個人情報保護及び情報公開の体制	2 0	1 0
		公共性・公平性への取組	2 0	1 3
		法令等の遵守	2 0	1 1
小 計		2 0 0	1 2 7	
小 計	5 4 0	3 7 1		
経費削減に対する評価		2 7	1	
合 計		5 6 7	3 7 2	

備考

- 1 評価基準に基づく評価の合計得点における最低基準得点は、250点とした。
- 2 経費削減に対する評価における配点は、評価基準に基づく評価の合

計得点の5パーセントとした。

(イ) 候補団体の得点の合計を100点満点に換算した場合の得点は、65.6点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成25年11月19日提出

相模原市長 加山俊夫

- 1 管理を行わせる施設の名称  
峰山霊園及び柴胡が原霊園
- 2 指定管理者  
所在地 東京都港区三田4丁目7番27号  
名称 日比谷アメニス・葬務事業振興会共同事業体
- 3 指定の期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案の理由

峰山霊園及び柴胡が原霊園の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議案第 1 3 4 号関係資料(その 1)

日比谷アメニス・葬務事業振興会共同事業体の概要

1 構成員

東京都港区三田 4 丁目 7 番 2 7 号

株式会社日比谷アメニス

東京都港区港南 2 丁目 1 5 番 1 号品川インターシティー A 棟 2 8 F

一般財団法人葬務事業振興会

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
株式会社日比谷アメニス	昭和 4 6 年 1 0 月 1 日 設立
	平成 3 年 7 月 1 日 株式会社日比谷花壇造園土木から株式会社日比谷アメニスに改称
一般財団法人葬務事業振興会	平成 2 5 年 4 月 1 日 設立

3 規模

構成員	従業員数等	資本金等
株式会社日比谷アメニス	役員 1 3 名	資本金 3 0 0 , 0 0 0 千円
	従業員 3 2 4 名	
一般財団法人葬務事業振興会	役員 4 名	基本財産 1 0 , 0 0 0 千円
	従業員 4 名	

4 事業概要等

( 1 ) 事業概要

構成員	事業概要
	ア 造園土木、一般土木及び建築工事 イ ゴルフ場建設及び各種競技場工事 ウ 遊園器具及び体育器具設置工事 エ 上記各工事に関連する設計監理、鑑定及び製作販売業務

株式会社日比谷 アメニス	<p>オ 観光施設、スポーツ施設、公園及び道路の経営及び受託運営</p> <p>カ 観光施設、スポーツ施設、公園及び道路の経営及び受託運営に関するコンサルタント</p> <p>キ 生花及び商品の企画、開発、販売及びコンサルタント</p> <p>ク 各種イベントの企画、実施及びコンサルタント</p> <p>ケ 売店、喫茶及びレストランの運営に関する業務</p> <p>コ 広報及びプロモーションに関する企画及びコンテンツ制作に関する業務</p> <p>サ アからコまでに附帯する一切の業務</p>
一般財団法人葬務事業振興会	<p>ア 墓地・納骨堂・火葬場等の開設及び運営又は施設管理</p> <p>イ 墓地移転補償調査</p> <p>ウ 公営墓地の調査及び助言又は支援</p> <p>エ 民営霊園の経営補助業務</p> <p>オ 葬祭施設に関する出版物等の電子媒体に関する販売</p> <p>カ 公営墓地の指定管理者制度導入推進活動</p> <p>キ 災害等による墓地・納骨堂・火葬場施設の調査及び復興支援</p> <p>ク その他本法人の目的を達成するために必要な事業</p>

( 2 ) 公共的施設の主な管理実績

構成員	管理実績
株式会社日比谷 アメニス	<p>ア 神奈川県おだわら諏訪の原公園の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 小田原市こどもの森公園わんぱくらんどの指定管理者(平成22年4月から現在に至る。)</p> <p>ウ 東京都尾久の原公園の指定管理者(平成23年4月から現在に至る。)</p> <p>エ 東京都<sup>しおいり</sup>汐入公園の指定管理者(平成23年4月から現在に至る。)</p> <p>オ 東京都中川公園の指定管理者(平成23年4月から現在に至る。)</p>

	いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者
一般財団法人葬務事業振興会	民営墓地の管理受託業務 ア メモリアル富士見霊園(平塚市。平成25年4月から現在に至る。) イ 夢見ヶ崎霊園(川崎市。平成25年4月から現在に至る。)

## 議案第 1 3 4 号関係資料(その 2)

### 峰山霊園及び柴胡が原霊園の指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

日比谷アメニス・葬務事業振興会共同事業体(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2(4)イのとおり)を得たこと。
- (2) 各評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準をおおむね満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

##### (2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成 2 5 年 5 月 3 1 日から同年 7 月 1 日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成 2 5 年 7 月 1 日(参加数 7 団体)

ウ 申請の受付 平成 2 5 年 7 月 2 3 日から同年 8 月 2 3 日まで(申請数 2 団体)

##### (3) 候補団体以外の申請団体

名 称	所 在 地
市営霊園運営共同企業体	相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 2 3 号

##### (4) 選考

平成 2 5 年 1 0 月 7 日に、申請のあった 2 団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市営霊園指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(市職員)及び委員(団体職員 2 名、公認会計士 1 名、市職員 1 名)

計 5 名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員 5 名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果及び経費削減に対する評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点	
評価基準に基づく評価	事業計画・収支予算			
	内 訳	管理運営に対する基本方針、抱負等	4 0	2 4
		利用者サービス水準の確保と向上	4 0	2 4
		施設等の維持管理の計画・内容	4 0	2 4
		年間事業計画の理念・内容	4 0	1 8
		団体独自の発想に基づく提案(提案事業)	4 0	2 2
		管理に必要な人員の配置	4 0	1 6
		利用者満足度・利用者ニーズの把握	2 0	1 6
		収支計画	6 0	2 8
		小 計	3 2 0	1 7 2
	管理を行う能力			
	内 訳	申請団体の経営状況	4 0	2 0
		組織・人員体制	2 0	1 4
		雇用及び労働条件	2 0	8
		申請団体の事業実績	2 0	1 0
		施設の安全管理、衛生管理、危機管理等の体制	4 0	1 8
		個人情報保護及び情報公開の体制	6 0	3 2
		公共性・非営利性への取組	6 0	4 0
		法令等の遵守	2 0	1 0
		小 計	2 8 0	1 5 2
小 計	6 0 0	3 2 4		
経費削減に対する評価		3 0	1 2	
合 計		6 3 0	3 3 6	

備考

1 評価基準に基づく評価の合計得点における最低基準得点は、270点とした。

2 経費削減に対する評価における配点は、評価基準に基づく評価の合計得点の5パーセントとした。

(イ) 候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名 称	評価項目	得点
市営霊園運営共同企業体	評価基準に基づく評価	329
	経費削減に対する評価	0
	合 計	329

(ウ) 申請のあった2団体の得点の合計を100点満点に換算した場合の得点は、次のとおりである。

名 称	得点
日比谷アメニス・葬務事業振興会共同事業体	53.3
市営霊園運営共同企業体	52.2

備考 小数点以下1位未満を切り捨てた。

指定管理者の指定について  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 25 年 11 月 19 日提出

相模原市長 加山 俊夫

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市市営住宅
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市中央区相模原 4 丁目 7 番 10 号エス・プラザビル 1F  
名称 共同企業体ウイッツ
- 3 指定の期間  
平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

提案の理由

相模原市市営住宅の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

議案第 1 3 5 号関係資料(その 1)

共同企業体ウイッツの概要

1 構成員

相模原市中央区相模原 4 丁目 7 番 1 0 号エス・プラザビル 1 F

株式会社ウイッツコミュニティ

相模原市中央区矢部 1 丁目 1 4 番 1 号

株式会社相模ダイワ

東京都千代田区神田淡路町 2 丁目 1 0 1 番地

株式会社日立ビルシステム

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
株式会社ウイッツ コミュニティ	平成 3 年 2 月 2 8 日 設立 平成 1 4 年 1 0 月 1 日 株式会社アポロコミュニティか ら株式会社ウイッツコミュニ ティに改称
株式会社相模ダイ ワ	昭和 4 8 年 7 月 4 日 設立
株式会社日立ビル システム	昭和 3 1 年 1 0 月 1 日 設立 平成 8 年 1 0 月 1 日 株式会社日立ビルシステムサー ビスから株式会社日立ビルシス テムに改称

3 規模

構成員	従業員数等	資本金
株式会社ウイッツコミ ュニティ	役員 5 名 従業員 1 5 5 名	5 0 , 0 0 0 千円
株式会社相模ダイワ	役員 5 名 従業員 3 1 名	1 0 , 0 0 0 千円
株式会社日立ビルシス テム	役員 1 9 名 従業員 6 , 6 4 9 名	5 , 1 0 5 , 0 9 1 千円

#### 4 事業概要等

##### (1) 事業概要

構成員	事業概要
株式会社ウィットコミュニティ	ア ビル清掃業及びビル警備 イ 建物管理業 ウ 建物美装及び建物総合清掃 エ 電気工事及び電気設備保守 オ 消防施設工事 カ 管繕工事、管工事及び建築工事 キ 建築資材、建物清掃用機械器具及び消耗品の販売 ク 浄化槽保守 ケ 貯水槽清掃及び保守 コ 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介
株式会社相模ダイワ	ア 住宅及びこれに附属する設備並びに製品の販売及び施工 イ 仮設建築物の製造、施工及び販売 ウ 宅地建物取引業 エ 建築設計業務 オ 損害保険代理業及び自動車保険代理業 カ アからオまでに附帯する一切の業務
株式会社日立ビルシステム	ア エレベーター、エスカレーター、駐車場設備、冷凍空調装置、電気設備、自動ドアその他ビル設備に必要な機器の製造、販売、据付け、保守、改造修理、更新及び設計 イ 各種ビル設備の監視及び制御並びにビル管理 ウ 土木及び建築工事業 エ 冷凍空調装置並びにそれらの運転制御盤、遠隔監視装置及び冷媒回収装置の製造 オ 建築物の設計及び監理 カ ビル設備機器、防犯・防災機器及び駐車場設備の賃貸及びリース

	キ 不動産賃貸業 ク データベース、ダイレクトメール、テレマーケティング及びインターネットを構成要素とするダイレクトマーケティング手法を用いたセールスプロモーションの企画・立案・実践代行並びに各種市場調査 ケ 損害保険代理店業 コ 貨物利用運送事業
--	---

( 2 ) 公共的施設の主な管理実績

構成員	管理実績
株式会社ウィットコミュニティ	ア 相模原市市営住宅( 3 4 施設)の指定管理者(平成 1 8 年 4 月から平成 2 1 年 3 月まで) イ 相模原市市営住宅(大野台住宅)の指定管理者(平成 1 9 年 4 月から平成 2 1 年 3 月まで) ウ 相模原市市営住宅( 7 0 施設)の指定管理者(平成 2 1 年 4 月から現在に至る。) エ 相模原市市営住宅(南台団地)の指定管理者(平成 2 2 年 4 月から現在に至る。) オ 相模原市市営住宅(並木団地)の指定管理者(平成 2 3 年 4 月から現在に至る。) カ 相模原市市営住宅(内郷住宅)の指定管理者(平成 2 3 年 1 2 月から現在に至る。) いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者
株式会社相模ダイワ	ア 相模原市市営住宅( 3 4 施設)の指定管理者(平成 1 8 年 4 月から平成 2 1 年 3 月まで) イ 相模原市市営住宅(大野台住宅)の指定管理者(平成 1 9 年 4 月から平成 2 1 年 3 月まで) ウ 相模原市市営住宅( 7 0 施設)の指定管理者(平成 2 1 年 4 月から現在に至る。) エ 相模原市市営住宅(南台団地)の指定管理者(平成 2 2 年 4 月から現在に至る。) オ 相模原市市営住宅(並木団地)の指定管理者(平成 2 3

	<p>年4月から現在に至る。)</p> <p>カ 相模原市市営住宅(内郷住宅)の指定管理者(平成23年12月から現在に至る。)</p> <p>いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者</p>
<p>株式会社日立ビルシステム</p>	<p>ア 相模原市市営住宅(34施設)の指定管理者(平成18年4月から平成21年3月まで)</p> <p>イ 相模原市市営住宅(大野台住宅)の指定管理者(平成19年4月から平成21年3月まで)</p> <p>ウ 相模原市市営住宅(70施設)の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)</p> <p>エ 相模原市市営住宅(南台団地)の指定管理者(平成22年4月から現在に至る。)</p> <p>オ 相模原市市営住宅(並木団地)の指定管理者(平成23年4月から現在に至る。)</p> <p>カ 相模原市市営住宅(内郷住宅)の指定管理者(平成23年12月から現在に至る。)</p> <p>いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者</p>

## 議案第 1 3 5 号関係資料(その 2)

### 相模原市市営住宅の指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

共同企業体ウイツ(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- ( 1 ) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)を得たこと。
- ( 2 ) 各評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- ( 3 ) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### ( 1 ) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

##### ( 2 ) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成 2 5 年 5 月 2 0 日から同年 6 月 2 4 日まで

イ 説明会 平成 2 5 年 6 月 2 4 日(参加数 4 団体)

ウ 申請の受付 平成 2 5 年 7 月 8 日から同年 8 月 9 日まで(申請数 1 団体)

##### ( 3 ) 選考

平成 2 5 年 1 0 月 4 日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市市営住宅指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(市職員)及び委員(相模原市住宅審議会委員 2 名、公認会計士 1 名、市職員 1 名) 計 5 名

##### イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員 5 名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果及び経費削減に対する評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点	
評価基準に基づく評価	事業計画・収支予算			
	内 訳	管理運営に対する基本的な理念、方針等	20	19
		入居者サービス水準の確保及び向上	50	32
		施設等の維持管理の計画・内容	40	32
		年間事業計画の理念・内容	40	30
		団体独自の発想に基づく提案	40	36
		管理に必要な人員の配置	40	30
		入居者満足度・入居者ニーズの把握	40	28
		収支計画	40	28
	小計	310	235	
	管理を行う能力			
	内 訳	申請団体の経営状況	30	30
		組織・人員体制	20	16
		雇用及び労働条件	20	15
		申請団体の事業実績	20	16
		施設の安全・衛生管理等の体制	40	32
		個人情報保護及び情報公開の体制	20	16
		公共性への取組	20	18
		法令等の遵守	20	16
小計	190	159		
小計	500	394		
経費削減に対する評価	25	2		
合計	525	396		

備考

- 1 評価基準に基づく評価の合計得点における最低基準得点は、240点とした。
- 2 経費削減に対する評価における配点は、評価基準に基づく評価の合計得点の5パーセントとした。

(イ) 候補団体の得点の合計を100点満点に換算した場合の得点は、75.4

点(小数点以下 1 位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 25 年 11 月 19 日提出

相模原市長 加山 俊夫

1 管理を行わせる施設の名称

相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館、相模原北公園スポーツ広場  
及び相模原市体育館

2 指定管理者

所在地 相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 23 号

名称 総合体育館グループ運営共同企業体

3 指定の期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

提案の理由

相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館、相模原北公園スポーツ広場  
及び相模原市体育館の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 22 年法  
律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

## 議案第 1 3 6 号関係資料(その 1)

### 総合体育館グループ運営共同企業体の概要

#### 1 構成員

相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 2 3 号

公益財団法人相模原市都市整備公社

川崎市幸区堀川町 5 8 0 番地

株式会社明治スポーツプラザ

東京都江東区大島 1 丁目 9 番 8 号

株式会社フクシ・エンタープライズ

#### 2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
公益財団法人相模原市都市整備公社	昭和 3 7 年 6 月 1 4 日 設立
	昭和 4 9 年 4 月 1 日 財団法人相模原市開発公社から 財団法人相模原市都市整備公社 に改称
	平成 2 3 年 4 月 1 日 公益財団法人に移行
株式会社明治スポーツプラザ	平成 2 年 7 月 5 日 設立
株式会社フクシ・エンタープライズ	昭和 5 8 年 4 月 2 7 日 設立

公益財団法人相模原市都市整備公社は、公益財団法人相模原市みどりの協会との間で、平成 2 6 年 4 月 1 日を効力発生日とし、公益財団法人相模原市都市整備公社を存続法人とする吸収合併に係る合併契約書を締結している。

#### 3 規模

構成員	職員数等	基本財産等
公益財団法人相模原市都市整備公社	役員 1 1 名	基本財産 2 , 0 0 0 千円
	職員 1 2 7 名	
株式会社明治スポーツプラザ	役員 9 名	資本金 1 , 3 7 5 , 9 5 5 千円
	従業員 2 1 9 名	

株式会社フクシ・エン タープライズ	役員 従業員	8名 750名	資本金 30,000千円
----------------------	-----------	------------	-----------------

#### 4 事業概要等

##### (1) 事業概要

構成員	事業概要
公益財団法人相模原市都市整備公社	<p>ア 都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整備に関する事業</p> <p>イ 都市施設その他の都市環境の形成に必要な用地の整備に関する事業</p> <p>ウ 都市機能の維持及び増進に関する事業</p> <p>エ 豊かな市民生活の形成及び地域の振興に関する事業</p> <p>オ その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>
株式会社明治スポーツプラザ	<p>ア プール、ジム、スタジオ、ゴルフ練習場等のスポーツ施設・レジャー施設の経営</p> <p>イ スポーツ施設・レジャー施設及びその経営に関するコンサルタント業務</p> <p>ウ スポーツ施設・レジャー施設の管理受託業務</p> <p>エ 運動プログラムの提供及び指導</p> <p>オ 食堂喫茶の経営</p> <p>カ 各種菓子及び牛乳、乳製品、清涼飲料水等の食料品の販売</p> <p>キ スポーツ用品、旅行用バック等のレジャー用品、書籍及び日用雑貨の販売</p> <p>ク スポーツトレーニング器具類の販売</p> <p>ケ 不動産の賃貸及び管理</p> <p>コ アからケまでの業務に関連又は附随する事業</p>
	<p>ア 各種スポーツ施設(プール、トレーニング室、体育館、グラウンド、温浴施設等)の管理・運営</p> <p>イ スポーツ施設に関するコンサルティング業務</p> <p>ウ 各種スポーツ教室・講習会の企画・指導</p> <p>エ 競技会の企画・運営及びレクリエーション活動各種の</p>

株式会社フクシ・エンタープライズ	<p>指導</p> <p>オ 各種スポーツ用品及び用具の販売</p> <p>カ 運動機器等の保守点検業務</p> <p>キ 警備業(受付・電話交換業務を含む。)</p> <p>ク 各種イベント企画・運営</p> <p>ケ 道路・公園・建築物の清掃</p> <p>コ 建物設備(エレベーター・電気・冷暖房機器・冷凍機・空調設備)の保守・点検</p>
------------------	---

( 2 ) 公共的施設の主な管理実績

構成員	管理実績
公益財団法人相模原市都市整備公社	<p>ア 相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館及び相模原北公園スポーツ広場の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 相模原市体育館の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)</p> <p>ウ 相模原市立市民健康文化センターの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)</p> <p>エ 相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)</p> <p>エについては、共同企業体の構成員としての指定管理者(平成21年4月から)</p>
株式会社明治スポーツプラザ	<p>ア 川崎市幸スポーツセンターの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 川崎市石川記念武道館の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)</p> <p>ウ 木更津市健康増進センターの指定管理者(平成19年4月から現在に至る。)</p> <p>エ 川崎市堤根余熱利用市民施設及び川崎市王禅寺余熱利用市民施設の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)</p>
	<p>ア 相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者(平</p>

株式会社フク  
シ・エンタープ  
ライズ

成 2 1 年 4 月 から 現 在 に 至 る 。 )

イ 長 野 市 営 真 島 総 合 ス ポ ー ツ ア リ ー ナ の 指 定 管 理 者 ( 平  
成 1 8 年 4 月 から 現 在 に 至 る 。 )

ウ 足 立 区 立 千 寿 本 町 小 学 校 温 水 プ ー ル の 指 定 管 理 者 ( 平  
成 2 1 年 4 月 から 現 在 に 至 る 。 )

エ 大 田 区 立 東 調 布 公 園 水 泳 場 の 指 定 管 理 者 ( 平 成 2 4 年  
4 月 から 現 在 に 至 る 。 )

ア、ウ及びエについては、共同企業体の構成員として  
の指定管理者

## 議案第 1 3 6 号関係資料(その 2)

相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館、相模原北公園スポーツ広場及び相模原市体育館の指定管理者の選考について

### 1 選考理由

総合体育館グループ運営共同企業体(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- ( 1 ) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2(4)イのとおり)を得たこと。
- ( 2 ) 各評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- ( 3 ) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

### 2 選考までの経過

- ( 1 ) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

- ( 2 ) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成 2 5 年 5 月 3 1 日から同年 7 月 1 日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成 2 5 年 7 月 1 日(参加数 9 団体)

ウ 申請の受付 平成 2 5 年 7 月 2 3 日から同年 8 月 2 3 日まで(申請数 2 団体)

- ( 3 ) 候補団体以外の申請団体

名 称	所 在 地
株式会社セイウン	埼玉県さいたま市桜区田島 9 丁目 3 1 番 1 号

- ( 4 ) 選考

平成 2 5 年 1 0 月 8 日に、申請のあった 2 団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館、相模原北公園スポーツ広場及び相模原市体育館に係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成等

委員長(市職員)及び委員(相模原市スポーツ推進審議会委員1名、公認会計士1名、有識者1名、市職員1名) 計5名(うち1名欠席)

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員4名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果及び経費削減に対する評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点	
評価基準に基づく評価	事業計画・収支予算			
	内 訳	管理運営に対する基本方針、抱負等	16	15
		市民サービス水準の確保と向上	32	24
		施設等の維持管理の計画・内容	40	28
		年間事業計画の理念・内容	16	11
		団体独自の発想に基づく提案(スポーツ振興事業及び提案事業)	40	31
		管理に必要な人員等の配置	32	20
		利用者満足度・利用者ニーズの把握とその反映方法	32	20
		収支計画	32	16
		小計	240	165
	管理を行う能力			
	内 訳	申請団体の経営状況	32	24
		組織・人員体制	16	12
		雇用及び労働条件	16	11
		申請団体の事業実績	16	16
		施設の安全管理、衛生管理、危機管理等の体制	32	20
		個人情報保護及び情報公開の体制	16	10
		公共性への取組	16	11
		法令等の遵守	16	13
小計	160	117		
小計	400	282		

経費削減に対する評価	20	0
合 計	420	282

備考

- 1 評価基準に基づく評価の合計得点における最低基準得点は、200点とした。
- 2 経費削減に対する評価における配点は、評価基準に基づく評価の合計得点の5パーセントとした。

(イ) 候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名 称	評価項目	得点
株式会社セイウン	評価基準に基づく評価	252
	経費削減に対する評価	10
	合 計	262

(ウ) 申請のあった2団体の得点の合計を100点満点に換算した場合の得点は、次のとおりである。

名 称	得点
総合体育館グループ運営共同企業体	67.1
株式会社セイウン	62.3

備考 小数点以下1位未満を切り捨てた。

指定管理者の指定について  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成25年11月19日提出

相模原市長 加山俊夫

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立総合水泳場
- 2 指定管理者  
所在地 静岡県静岡市葵区鷹匠2丁目23番9号  
名称 静岡ビル保善・コナミスポーツ&ライフグループ
- 3 指定の期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

#### 提案の理由

相模原市立総合水泳場の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議案第137号関係資料(その1)

静岡ビル保善・コナミスポーツ&ライフグループの概要

1 構成員

静岡県静岡市葵区鷹匠2丁目23番9号

静岡ビル保善株式会社

東京都品川区東品川4丁目10番1号

株式会社コナミスポーツ&ライフ

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
静岡ビル保善株式会社	昭和41年5月2日 設立
株式会社コナミスポーツ&ライフ	昭和48年3月14日 設立 平成18年3月31日 コナミスポーツ株式会社から株式会社コナミスポーツ&ライフに改称

3 規模

構成員	従業員数等	資本金
静岡ビル保善株式会社	役員 6名	20,000千円
	従業員 750名	
株式会社コナミスポーツ&ライフ	役員 8名	13,000,000千円
	従業員 4,982名	

4 事業概要等

(1) 事業概要

構成員	事業概要
静岡ビル保善株式会社	ア 不動産管理業
	イ 清掃業
	ウ 清掃用品の製造販売
	エ 建築物及び附属施設の維持管理
	オ 建築物の各種設備機器の点検・保守・管理

	<p>カ 警備業</p> <p>キ 建築工事業</p> <p>ク 電気工事業</p> <p>ケ 損害保険代理店業</p> <p>コ 飲食店業</p>
株式会社コナミ スポーツ&ライ フ	<p>ア スポーツ施設、遊戯場施設及び宿泊施設の経営</p> <p>イ スポーツ教室、カルチャースクール、託児施設及び有料老人ホームの経営</p> <p>ウ スポーツ、健康、文化等に関する情報提供及び指導</p> <p>エ レストラン、飲食店及び喫茶店の経営</p> <p>オ 各種スポーツ指導者の養成及びあっせん</p> <p>カ 温泉浴場施設及びサウナ風呂の経営</p> <p>キ 各種スポーツの催物、コンサート、映画・ビデオの鑑賞会、商品展示会、産業技術競技会、室内外講習会及びスポーツツアーの企画及び運営</p> <p>ク 広告宣伝の企画、展示及び装飾</p> <p>ケ 一般雑誌、書籍及び会員情報誌の編集及び出版</p> <p>コ 音楽・音声・映像のソフトウェアの企画、制作、配給、販売及び輸出入</p>

( 2 ) 公共的施設の主な管理実績

構成員	管理実績
静岡ビル保善株式会社	<p>ア 相模原市立総合水泳場の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 静岡県富士水泳場の指定管理者(平成17年4月から現在に至る。)</p> <p>ウ 浜松市新橋体育センターの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)</p> <p>ウについては、共同企業体の構成員としての指定管理者</p>
	<p>ア 墨田区両国屋内プールの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)</p>

株式会社コナミ  
スポーツ&ライ  
フ

イ 横浜国際プールの指定管理者(平成23年4月から現在に至る。)

ウ 兵庫県立総合体育館の指定管理者(平成24年4月から現在に至る。)

イ及びウについては、共同企業体の構成員としての指定管理者

議案第 1 3 7 号関係資料(その 2)

相模原市立総合水泳場の指定管理者の選考について

1 選考理由

静岡ビル保善・コナミスポーツ&ライフグループ(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- ( 1 ) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2(4)イのとおり)を得たこと。
- ( 2 ) 各評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- ( 3 ) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

2 選考までの経過

( 1 ) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

( 2 ) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成 2 5 年 5 月 3 1 日から同年 7 月 2 日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成 2 5 年 7 月 2 日(参加数 3 2 団体)

ウ 申請の受付 平成 2 5 年 7 月 2 3 日から同年 8 月 2 3 日まで(申請数 6 団体)

( 3 ) 候補団体以外の申請団体

名 称	所 在 地
報徳・県水連・明治管財グループ	小田原市堀之内 4 5 8 番地
相模原市体育協会水泳場グループ	相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 2 3 号
東急スポーツオアシス・東急コミュニティー・日本水泳振興会共同事業体	東京都渋谷区道玄坂 1 丁目 2 1 番 2 号
ギオン・ティップネス・F P I ・利恵産業共同事業体	相模原市中央区南橋本 1 丁目 5 番 1 号

三幸・東京ドームスポーツ共 同事業体	東京都千代田区大手町2丁目6番2号
-----------------------	-------------------

(4) 選考

平成25年10月9日に、申請のあった6団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立総合水泳場に係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成等

委員長(市職員)及び委員(相模原市スポーツ推進審議会委員1名、公認会計士1名、有識者1名、市職員1名) 計5名(うち1名欠席)

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員4名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果及び経費削減に対する評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点	
評価基準に基づく評価	事業計画・収支予算	/		
	内 訳	管理運営に対する基本方針、抱負等	16	16
		市民サービス水準の確保と向上	32	28
		施設等の維持管理の計画・内容	40	28
		年間事業計画の理念・内容	16	11
		団体独自の発想に基づく提案(スポーツ振興事業及び提案事業)	40	31
		管理に必要な人員等の配置と業務体制	32	24
		利用者満足度・利用者ニーズの把握とその反映方法	32	30
		収支計画	32	24
	小計	240	192	
管理を行う能力		/		
	申請団体の経営状況	32	32	
	組織・人員体制	16	12	
	雇用及び労働条件	16	9	

内 訳	申請団体の事業実績	16	16
	施設の安全管理、衛生管理、危機管理等の体制	32	24
	個人情報保護及び情報公開の体制	16	10
	公共性への取組	16	15
	法令等の遵守	16	11
	小計	160	129
小計		400	321
経費削減に対する評価		20	4
合計		420	325

備考

- 1 評価基準に基づく評価の合計得点における最低基準得点は、200点とした。
- 2 経費削減に対する評価における配点は、評価基準に基づく評価の合計得点の5パーセントとした。

(イ) 候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名称	評価項目	得点
報徳・県水連・明治管財グループ	評価基準に基づく評価	272
	経費削減に対する評価	10
	合計	282
相模原市体育協会水泳場グループ	評価基準に基づく評価	273
	経費削減に対する評価	0
	合計	273
東急スポーツオアシス・東急コミュニティー・日本水泳振興会共同事業体	評価基準に基づく評価	269
	経費削減に対する評価	2
	合計	271
ギオン・ティップネス・FPI・利恵産業共同事業体	評価基準に基づく評価	258
	経費削減に対する評価	1
	合計	259
三幸・東京ドームスポーツ共同事業体	評価基準に基づく評価	245
	経費削減に対する評価	6

	合 計	251
--	-----	-----

(ウ) 申請のあった6団体の得点の合計を100点満点に換算した場合の得点は、次のとおりである。

名 称	得点
静岡ビル保善・コナミスポーツ&ライフグループ	77.3
報徳・県水連・明治管財グループ	67.1
相模原市体育協会水泳場グループ	65.0
東急スポーツオアシス・東急コミュニティー・日本水泳振興会共同事業体	64.5
ギオン・ティップネス・FPI・利恵産業共同事業体	61.6
三幸・東京ドームスポーツ共同事業体	59.7

備考 小数点以下1位未満を切り捨てた。